

Applying IFRS

IBOR 改革

2020 年 12 月

目次

1. はじめに	3
2. 契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎の変更	6
2.1 金利の変更	7
2.1.1 IBOR 改革の直接的な影響	7
2.1.2 経済的に同等	8
2.2 認識の中止	11
2.2.1 非デリバティブ金融商品の条件変更	11
2.2.2 デリバティブ契約の条件変更又は置換	11
3. 分類	15
3.1 金融資産の分類	15
3.2 組込デリバティブの分離	17
4. ヘッジ会計	18
4.1 フェーズ 1 の救済措置	18
4.1.1 IFRS 第 9 号に関するフェーズ 1 の救済措置	18
4.1.2 IFRS 第 9 号に関するフェーズ 1 の救済措置の終了	20
4.2 フェーズ 2 のヘッジ会計の改訂	21
4.2.1 IFRS 第 9 号に関する救済措置	21
4.2.2 ヘッジ関係の中止に関するフェーズ 2 の救済措置	22
4.2.3 項目のグループに関するフェーズ 2 の救済措置	24
4.2.4 リスク要素のヘッジ指定に関するフェーズ 2 の一時的な救済措置	24
4.2.5 RFR が独立して識別可能なリスク要素であるかどうかの判断	25
4.2.6 RFR が信頼性をもって測定可能なリスク要素であるかどうかの判断	28
4.2.7 IAS 第 39 号に関するフェーズ 2 の改訂	28
4.2.8 IAS 第 39 号による、RFR が独立して識別可能になるリスク要素であるかどうかの判断	29
4.3 フェーズ 2 の救済措置の適用	29
5 移行規定	34
5.1 フェーズ 1	34
5.2 フェーズ 2	34
5.3 フェーズ 2 の救済措置の終了	35
6. 開示	36
6.1 フェーズ 1	36
6.1.1 既存の IFRS 第 7 号の開示規定	37
6.2 フェーズ 2	38

6.2.1	ローン・コミットメントへの適用	39
6.2.2	区分ごとの詳細の水準	40
6.2.3	開示が求められるエクスポージャー	40
6.3	ヘッジ非有効性の要因	41
6.4	重要な判断	41
6.5	移行時の開示	41
6.6	期中報告	42
7.	IFRS 第 16 号「リース」の改訂	43
8.	IFRS 第 4 号「保険契約」の改訂	44

重要ポイント

- ▶ IASB は IBOR 改革を促進するための IFRS に対する改訂を完了した。
- ▶ フェーズ 1 の改訂(2020 年 1 月 1 日以降開始する年度から適用されるが、早期適用も容認される)は、IBOR 改革により置換が見込まれる IBOR を参照するヘッジ関係に関するヘッジ会計の継続を基本的に容認している。
- ▶ フェーズ 2 の改訂(2021 年 1 月 1 日以降開始する年度から適用されるが、早期適用も容認される)の主な特徴は、金融商品に行われる条件変更が、IBOR 改革を実施するのに必要なものであり、かつ、キャッシュ・フローを算定するための新しい基礎が従前の基礎と「経済的に同等」である場合に限り、
 - i) 変動金利金融商品の実効金利を修正したうえで、
 - ii) リスクフリーレートへの移行時もヘッジ会計は継続されるということである。
- ▶ フェーズ 1 とフェーズ 2 の両方でいくつかの新しい重要な開示規定が定められている。
- ▶ IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を依然として使用している保険会社も他の企業と同様の救済措置を受けることができるように IFRS 第 4 号が改訂された。
- ▶ IFRS 第 16 号も改訂され、IBOR を参照する、リースの借手の会計処理に救済措置が提供される。

1. はじめに

金融危機を受けて金融安定理事会が義務付けた改革の一つが、LIBOR など銀行間調達指標金利 (IBOR) を代替リスクフリーレート (RFR) として知られる新たな「公式」の指標金利に置き換えることを推し進めることであった。このプロセスを以後「IBOR 改革」と称する。

たとえば、複数の通貨で公表される指標金利のうち、おそらく最も幅広く使用されている指標金利が LIBOR であるが、米ドル LIBOR のメジャーテナーを除き、他の LIBOR は 2021 年 12 月以降その使用が停止されることになった。パネル行は、2021 年以降は LIBOR を決定するための金利を提示する必要がなくなる。こうした決定は LIBOR の運営機関である ICE ベンチマーク運営機関は 2020 年 11 月 18 日に、ユーロ、ポンド、スイスフラン及び円 LIBOR の 2021 年末以降の公表停止の是非に関する市中協議を実施した結果を受けてのものである。しかし、米ドル LIBOR など一定の金利については RFR への移行の動きは依然として鈍く、2021 年末で契約の修正が不可能であると判明している、いわゆる「現状変更が困難な (tough legacy) 」契約については 2021 年以降も米ドル LIBOR を維持する機構を創設することも可能であるとの意見も最近では見受けられた。¹ その結果、米ドル LIBOR のメジャーテナーに関してのみ 2023 年 6 月末まで、これを残すことが決まっている。なお、RFR に置き換えられるであろう IBOR の例には、香港ドル・無担保翌日物平均金利 (HONIA) やスイス翌日物平均金利 (SARON)、米ドルの担保付翌日物調達金利 (SOFR)、ポンド翌日物平均金利 (SONIA) 及び日本円の無担保コール翌日物金利 (TONA) がある。

一方でユーロ圏無担保翌日物平均金利 (EONIA) は、ユーロ短期金利 (ESTR) にすでに置き換えられつつある。欧州銀行間調達金利 (Euribor) に対する改革への方法論は 2019 年に確立されたが、Euribor が長期的に持続可能となるかどうかは、パネル行が引き続き Euribor を下支えするか、市場に十分な厚み引き続きが見られるかどうかなどの要因が鍵になる。そのためには Euribor に関する頑健なフォールバックが必要になるであろうし、現在、Euribor が IBOR 改革の改訂の対象になるのか、又は範囲外となるのかについては様々な見解が混在している。

すでに導入されている RFR は、実取引に基づくものであり、一定の金融機関が無担保ベース (SONIA など) で、又は担保付買戻取引ベース (SOFR など) で、オーバーナイトの借入を行う際に支払う金利の平均を反映する。翌日物 RFR ベースの借入に支払われる金利は、通常、一定期間にわたる複利計算により後決めされる。将来のある時点で「ターム物 RFR」の公表が固まり、これを用いれば借手は、従来の IBOR ベースのローンと同様に、一定期間に支払う金利を事前に知ることができるようになる。3 ヶ月物 SOFR (すなわち 3 ヶ月間の米ドル指標金利が事前に確定する) がその例に挙げられる。

2020 年 10 月 23 日、国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA) は IBOR に関するプロトコール及びサプリメントを公表した。これらは、IBOR の公表が永久的に停止される時点で未決済になるデリバティブ契約の移行対応の取り扱いを意図している。しかしながら、デリバティブ市場参加者は、フォールバックの利用を待つのではなく、IBOR の公表が永久的に停止される前に既存の IBOR 契約を修正又は手仕舞いすることが推奨されている。²

フォールバックの適用にあたり、IBOR が (3 ヶ月又は 6 ヶ月といった) 複数のテナーの利用が可能であり、銀行の信用リスク・プレミアムが含まれるのに対し、RFR は翌日物金利であるため、移行時には、関連する IBOR と過去 5 年間の複利計算された RFR の間のスプレッドの平均に基づいて、従前のデリバティブ契約の金利が調整される (セクション 2.1.2 を参照)。さまざまな IBOR テナー (3 ヶ月及び 12 ヶ月など) について、ブルームバーグが日々、ISDA のスプレッド調整とフォールバック・レートを公表しており、フォールバックが発動された場合には、フォールバック・レートがその日においてどのようになるのかが示されている。移行時フォールバック・スプレッドは IBOR の停止時点で固定される。

IBOR 改革は、現在 IBOR を参照する、債券やローンなどの非デリバティブ変動金利の金融商品の将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす。

これらの金融商品については、当事者間の交渉が必要となり、一部のリースなど IBOR を参照する他の取引についても同様であろう。各国で作業部会が創設され、さまざまな種類のローンに関する、フォールバック条項、可能な置換レート及び関係するスプレッドの修正方法をはじめとする提言が行われ、市場参加者の IBOR からの移行を容易にする取り組みが進められている。

2018 年、IASB は IBOR 改革の財務報告への影響を検討するためのプロジェクトをそのアジェンダに追加した。IASB は、以下の通り、財務報告に影響を及ぼし得る 2 つの会計上の論点を識別した。

- ▶ フェーズ 1: 置換前の論点 - 既存の金利指標が代替 RFR に置き換えられる前の期間の財務報告に影響を及ぼす論点
- ▶ フェーズ 2: 置換時の論点 - 既存の金利指標が代替 RFR に置き換えられる際の財務報告に影響を及ぼす可能性のある論点

喫緊性がより高いことから IASB はフェーズ 1 の論点を優先し、2019 年 9 月には IASB は、それらに対処するために「金利指標改革: IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂」を公表した。フェーズ 1 の改訂は、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」の両方に定められる具体的なヘッジ会計の規定の適用に関する数多くの一時的な救済措置を定めているが(後述のセクション 4 を参照)、同時に IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」にいくつかの追加的な開示規定を加えた(セクション 6 を参照)。

フェーズ 1 の改訂は 2020 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用されており、早期適用も認められていた。

2020 年 8 月、IASB は、「金利指標改革フェーズ 2: IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の改訂」(フェーズ 2 の改訂)を公表した。フェーズ 2 の改訂は、IBOR 改革の直接の結果として生じる金融商品に関する条件変更に関して、以下を規定する。

- ▶ 金融資産及び金融負債の契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎の変更を会計処理する際に、実効金利を調整することを義務付ける実務上の便法(セクション 2 を参照)
- ▶ ヘッジ関係の中止に関する救済措置(セクション 4 を参照)
- ▶ RFR 参照金融商品がリスク要素のヘッジとして指定される場合、「独立して識別可能」の要件を満たさなくてもよいとする一時的な救済措置(セクション 4.2.4 及び 5 を参照)
- ▶ 追加的な IFRS 第 7 号による開示(セクション 6 を参照)

フェーズ 2 の改訂は IFRS 第 16 号「リース」(セクション 7 を参照)及び IFRS 第 4 号「保険契約」(セクション 8 を参照)にも影響を及ぼす。IFRS 第 4 号の改訂は、IAS 第 39 号を引き続き適用する保険会社が、IFRS 第 9 号になされた改訂により提供されるのと同じ救済措置を得られることを意図している。IFRS 第 4 号の改訂の範囲が限られていることを鑑み、本書ではヘッジ会計に関しては、多くの企業が依然として適用している IAS 第 39 号にのみ言及している。

フェーズ 2 の改訂は 2021 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる(セクション 5 参照)。

本書は第二版の指針であり、本改訂がどのように適用されるかを解説している。これは、弊社とクライアントとの実際の作業の経験に基づいたものである。

¹ たとえば、米国連邦準備制度理事会の副議長、Randal K. Quarles が 2020 年 11 月 10 日に米国上院銀行委員会に対し行った証言を参照されたい。一方、英国は、金融行為監視機構が、2020 年 11 月にニューパワーに関する市中協議を行っている。いずれも、規制当局が一定の LIBOR についての公表の継続を義務付け、その計算方法を特定できる。

² ISDA: Understanding IBOR Benchmark Fallback, 2020 年 10 月

弊社のコメント

フェーズ 2 の改訂が最終基準化され、ISDA が開発したフォールバックに関するプロトコールが公表され始めた今、企業は IBOR から RFR に移行する過程で直面すると想定されるシナリオの会計上の影響の評価を完了し、新しい規定の適用に向けた移行プログラムを加速せねばならない。フェーズ 2 の改訂により新たに判断が必要になる領域が生じる場合、企業は適切な会計方針とガバナンス体制が具備されていることを担保しなければならない。さらに、企業は追加的な開示のために必要な情報を確実に収集し公表できるようにしなければならない。2020 年 12 月末までに本改訂を早期適用することを考えている企業にとっては、時間はほとんど残っていない。

2. 契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎の変更

フェーズ 2 の改訂において、IASB は企業が IBOR 改革を達成するための手段のうち、金融商品の契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎の変更を伴うものとしては、以下の 4 つの方法のいずれかをとることを想定している。¹

- ▶ 契約条件を変更すること(例:IBOR 参照を RFR 参照に置き換える)
- ▶ 契約に定められているフォールバック条項の発動
- ▶ 契約条件は変更せずに、金利指標が計算される方法を変更すること
- ▶ IBOR 改革に沿って、ヘッジ手段を変更しなければならないが、これは、既存の IBOR を参照するデリバティブを解約し、RFR を参照するという以外はほぼ同様な条件で同一の取引相手とのデリバティブに置き換える、あるいは、既存の IBOR に関するデリバティブを、現在参照している IBOR を RFR に交換する新たなベース・スワップとの組み合わせにより行う。

これらのアプローチのうち、最初の 2 つの方法はほぼ文字通りである。また、上記 3 番目は、たとえば、2019 年にヨーロッパで決定された、EONIA を ESTR+8.5bp への変更、及び Euribor の計算方法の変更が背景にある。IASB は、これらの金利の計算方法の変更は実質的には契約上のキャッシュ・フローの条件変更になると考えている。³ フェーズ 2 の公開草案にコメントを寄せた一部の関係者は、契約上のキャッシュ・フローの条件変更がどのような場合に生じるかについて一般的に明確化しただけでは、救済措置を利用できない期間において、同様の修正が IBOR 改革の範囲外で発生した場合に、困難を招くことになりかねないとの懸念を表明した。⁴ その結果、「条件変更」という用語がフェーズ 2 の IFRS 第 9 号への最終的な改訂から削除され、「契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎の変更」という文言が挿入されることとなった。

なお、フェーズ 2 の改訂を最終基準化する過程で、IASB は金融資産の条件変更に関するガイダンスを明確化し、改善するプロジェクトを開始するかもしれないことに言及した。上記の懸念は、当該プロジェクトの中で検討対象となることが期待される。

ヘッジ手段を入れ替えることによって、金融商品の契約上のキャッシュ・フローを算定する基礎を変更するという上記 4 番目の方法は、フェーズ 2 の ED に寄せられたコメントを受けて追加されたものである。特に IBOR 改革に当たって、中央清算機関を通じて清算されるデリバティブをはじめ、多くのデリバティブが単なる契約条項の修正では対応できず、その代わりに、類似する条件の新しいデリバティブに置き換えざるを得ないと想定されるためである(詳細は下記 2.2.2 で解説)。

上記 4 つの契約上のキャッシュ・フローの算定基礎の変更のうち、最初の 3 つは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で計上される金融商品に関する金利の認識方法に影響を及ぼす可能性があり、その影響と救済措置の両方について、下記 2.1 で解説している。上記 4 番目の方法は主にヘッジ会計(セクション 4 を参照)に影響を及ぼすが、4 つの方法のいずれもが、契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎の変更が認識の中止をもたらすかどうかの判定に関係する(2.2 を参照)。

³ IFRS 第 9 号第 5.4.6 項及び第 6.9.2 項、BC6.620 項(a)で明確化

⁴ IFRS 第 9 号 BC5.297 項から 299 項

2.1 金利の変更

IBOR が RFR を参照するように変更になる場合、救済措置がなければ、次の対応が必要になる。

- ▶ 最初に、企業は IBOR 改革のために金融商品に対して行われた条件変更が認識の中止につながるかどうかを判断しなければならない。
- ▶ 次に金融商品の認識が中止されることなく、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で計上される場合、企業は IFRS 第 9 号第 5.4.3 項の規定を適用して、当初の実効金利(EIR)を用いて、すなわち RFR に移行する前の IBOR を基に金融商品の帳簿価額を再計算する。

2 番目の項目は、金利収益又は金利費用は、たとえ IBOR がもはや利用可能でなくなったとしても、IBOR に基づく実効金利を用いて金融商品の残存期間にわたって引き続き認識されることを意味する。IASB は、認識された金利は、IBOR 改革の一環として行われる金融商品の条件変更の経済的影響を反映するものではないことから、この帰結は IBOR 改革に関して、財務諸表の利用者に必ずしも有用な情報を提供しないと考えた。⁵

したがって、フェーズ 2 の改訂では、実務上の救済措置として、IBOR 改革に直接起因するキャッシュ・フローの変更は、変動金利の変更として扱わなければならないと定めている、言い換えれば、EIR を、帳簿価額を修正せずに、IBOR から RFR への金利指標の変更を反映するように更新しなければならないことが定められている。結果的に、そうした条件変更には市場金利の変動に類似した処理が行われる。⁶

上述の実務上の救済措置を利用するには、以下の 2 つの条件が課せられる。⁷

- ▶ 最初の条件は、契約上のキャッシュ・フローの算定基礎の変更は IBOR 改革に直接起因するものでなければならない。
- ▶ 2 番目の条件は、契約上のキャッシュ・フローを算定する上での新たな基礎は、変更直前の基礎と「経済的に同等」でなければならない。

これらの条件についてはそれぞれ順番に解説していく。

フォールバック条項の追加とフォールバック条項の発動は両方ともフェーズ 2 の改訂では契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎の変更として扱われることが注目される。このことは、金融商品の契約がフォールバック条項を追加するために最初に更改され、その後フォールバック条項が発動される場合には、フェーズ 2 の実務上の救済措置は 2 度適用されることを示唆している。とは言え、実務上の救済措置の適用により、会計上の影響が生じるのは、これが実際に発動された場合のみである。一部の「ハードワイヤード」フォールバック条項は 2 つの移行措置を規定する。まず、翌日物 RFR への移行、次に、利用可能な場合にはターム RFR への移行である(なお、このようなウォーターフォール構造が一般的になるとは言わない)。フェーズ 2 の救済措置は、いずれの移行に関しても適用可能と考えられる。

2.1.1 IBOR 改革の直接的な影響

契約上のキャッシュ・フローの算定のどのような変更が IBOR 改革の直接的な影響によるものであるかどうかに関するガイダンスは、フェーズ 2 の改訂では限定的である。フェーズ 1 では、IASB は、IBOR 改革を、金利指標の市場全体に係わる改革と定義しており、これには、金融安定理事会の 2014 年 7 月の報告書「主要な金利指標の改革」の提言によって生じる指標金利から代替指標金利への置換が含まれる。⁸ したがって、IBOR 改革は、IBOR の、RFR など現地の規制当局に受入れられるとみなされる金利への置換及び経済的な同等性を担保するのに必要となる修正など、IBOR 改革を実装するために必要とされる関係する修正を包含すると解釈できる。

⁵ IFRS 第 9 号第 5.306 項

⁶ IFRS 第 9 号第 5.4.7 項

⁷ IFRS 第 9 号第 5.4.7 項

⁸ IFRS 第 9 号第 6.8.2 項及び IAS 第 39 号第 102B 項

フェーズ 2 の ED のコメント提供者の中には、特定の国や地域において、IBOR 改革が法令により義務付けられる場合にのみ救済措置が利用可能となるのかどうかという疑問を呈する者もいた。結論としては、たとえば、流動性の減少、また世界的な市場の動きに整合させるために IBOR が将来公表停止になるのではないかと懸念のみで金融商品の条件が変更される場合には、救済措置は利用可能とはならないであろう。フェーズ 2 の改訂の結論の根拠で、IASB は、変更は IBOR 改革の直接的な結果によるものでなければならぬが、それ自体、強制されなければならないというものではないという点を明確化している。⁹

2.1.2 経済的に同等

改訂には、変更が「経済的に同等」になる場合の以下のような例が示されている。¹⁰

1. 既存の IBOR と RFR とのベース・スプレッドの差異を補填するように固定スプレッドを上乗せする。たとえば、従前はクーポンの支払は IBOR+100bp であった負債性金融商品に係る変動金利が、RFR+120bp のクーポンの支払に置き換わる。その場合、IBOR と RFR のベース・スプレッドは 20 ベース・ポイントになる。ベース・ポイントの差異は、主に RFR が翌日物であるの対し LIBOR が 3 ヶ月物 LIBOR などターム・レート(金利の期間構造の先物)であり、貸出銀行の信用リスクを含むことから生じる。SOFR などの一部 RFR は担保付金利であり、信用リスクは少なくなる。
2. IBOR 改革に対応するための、リセット期間、リセット日、クーポン支払いの間隔(日数)の変更。たとえば、従前は 3 ヶ月物 LIBOR を基に四半期ごとに支払われていた金利が 3 ヶ月後決め複利の RFR に置き換わり四半期ごとに支払われる、又は 1 ヶ月ごとの後決め複利で月次で支払われるようになる。
3. 既存の金利が存在しなくなった場合に使用される金利のヒエラルキーを定めるフォールバック条項の追加

これらの例から、「経済的に同等」は「経済的に同一」を意味するものではないということ は明らかである。また IASB は、「経済的に同等」は、あくまで原則として解釈されるべきものとみなしており、上記の例は網羅的であることを意図するものではないと明確にしている。¹¹たとえば、経済的効果を維持するために、キャップ及びフロアの修正を含めることもこれらの例に整合的となる(設例 1 を参照)。

結論の根拠はまた、「経済的に同等」という概念は、条件変更が上記の例に整合する限り、金利は移行の前後で実質的に同一であることを意味するものの、定量的分析を通じて「経済的に同等」であることを実証しなければならないとする規定は定められていないことも明確化している(「企業は、当該金融商品のキャッシュ・フローの割引後現在価値が、置換の前後で実質的に類似するものであるかどうかを分析することを求められない」)¹² IASB は「明確な基準」を定めておらず、したがって、企業は、その状況が経済的相当に該当するものであるかどうかを判断しなければならない。

移行時の RFR と IBOR のベース・スプレッドを計算する適切な方法を決定する上での課題は、ISDA が LIBOR の公表停止に関するデリバティブ・フォールバック・プロトコールの決定に至る際の過程により十分に示されている。ISDA は以下の要件を定めている。

- i) フォールバックが適用される時点の価値の移転を最小限に抑える
- ii) 操作の可能性を最小限にする
- iii) フォールバックが適用される時点の市場の混乱の影響を排除又は緩和する

ISDA は、スプレッドを設定するための考え得る 3 つのアプローチを協議し、程度に差はあるがそれぞれのアプローチがこれらの要件を満たしていることに着目した。¹³

⁹ IFRS 第 9 号 BC5.313 項

¹⁰ IFRS 第 9 号第 5.4.8 項

¹¹ IFRS 第 9 号 BC5.315 項及び第 317 項

¹² IFRS 第 9 号 BC5.315-316 項

¹³ 2006 年 ISDA 定義 ISDA 銀行間調達金利(IBOR)フォールバック フォールバックの一定側面に関する市中協議

1. おそらく最も「経済的に同等」となるアプローチは、現在価値中立であるという点で、IBOR(3 ヶ月又は 6 ヶ月などそれぞれのテナー)と調整日の RFR とのスプレッドに関する将来の市場の見方に基づいてスプレッドを決定することであろう。しかし、このアプローチは複雑で、おそらく必要なデータも容易に入手できない。フォワード・アプローチでは、すべての金融商品の期間、潜在的には向こう 40 年から 50 年のフォワード IBOR カーブとフォワード RFR カーブが求められる。それには、現時点では存在しない厚みのある RFR 市場及び広範な市場データの両方が求められることになる。
2. 最も単純なアプローチは、いわゆる「スポット」法である。この方法では、関連する IBOR とフォールバック条項が発動される前日の調整後の RFR の間のスポット・スプレッドを基にスプレッド調整を決める。この方法であれば、現在の金利は「実質的に同じ」ということを担保できるであろう。この方法の欠点は、フォワード・レートに対する市場の期待を反映しない(したがって調整日時点で現在価値中立にならない)ということだけでなく、フォワード・スプレッドよりボラティリティが大きくなるということである。
3. ISDA のコンサルテーション・ペーパーへのコメント提供者の大多数が、関連する IBOR と過去 5 年の複利計算による RFR のスプレッドの過去の中央値を用いるという、最終的に採択されたアプローチが望ましいと述べた。「スポット・レートとフォワード・レートとが整合性を有する可能性は低く、平均的な過去の市場条件が将来の市場条件に対する市場の期待と一致しない可能性があることから、これが調整日時点で現在価値中立になる可能性が低い」ということは認識されている。とは言え、2 つの大きな利点も存在する。まず、スポット・レートよりボラティリティが小さくなり、長期的な平均値近辺で変動する金利の趨勢を捕捉するため、フォワード・スプレッドのより適切な近似値になる可能性が高いという点である。そして、2 番目の利点は、より容易に入手可能な情報を基礎としているという点である。

多くの金融商品について、RFR への移行に必要とされる条件変更を行うためには、契約の当事者間の交渉が求められるが、合意された条件変更が IBOR 改革に対応するために必要とされる範囲を超えることも想定される。企業は、IBOR 改革により求められる金融商品の条件変更の実務上の救済措置を適用した後に、IBOR 改革によるものではない、さらなる条件変更を、IBOR 改革によるものとは別に分けて評価し、金融商品の認識の中止が生じるかどうかを判断しなければならない(下記 2.2 を参照)。認識の中止が生じない場合、企業は更新した EIR を用いて、金融商品の帳簿価額を修正し、条件変更による利得又は損失を直ちに純損益として認識する。¹⁴

経済的に同等としてみなされる可能性が最も低い考え得る変更の例としては以下が挙げられる。

- i) 元本又は想定元本の変更
- ii) 返済の満期日及び方法の変更(一括返済から分割返済に変更)
- iii) 債務者の信用度の変更を織り込むための信用スプレッドの変更
- iv) キャップとフロアー、期限前償還及び延長オプションの追加又は削除

特に課題が生じる領域は、RFR への移行時点での金融商品へのフロアーの導入、又は調整である。現在、リスクフリーレートがほぼゼロである、さらにはマイナスにさえなり得ることを考えると、この点は特に重要である。移行前と同じ経済効果が得られるようにフロアーの条件が変更される場合の単純な例は設例 1 を参照されたい。以前にはまったく存在しなかったフロアーが導入される、又は RFR がゼロを下回らないようにフロアーが再設定される、及びスプレッド又は貸手に支払われる現金補填が修正されるより複雑な事例については、判断はより困難になるであろう。本改訂は限定的なガイダンスしか提供しておらず、これは、条件変更が IBOR 改革によるものか、及び経済的に同等であるかの両方に関し公正妥当と認められる実務がまだ確立していない領域である。

¹⁴ IFRS 第 9 号第 5.4.9 項

しかし、最も難しい論点は、金融商品の公正価値の差異を補填するための、移行時における契約当事者間の現金決済が、当該変更が経済的同等ではないということを自動的に示唆するかどうかである。すでに述べているように、「経済的同等」は「経済的に同一」ということを意味するものではなく、ガイダンスは、金利は「ほぼ同じ」としており、どのような変更であれば要件を満たすことになるのかについて一定水準の許容範囲が存在することを示唆している。セクション 2.2.2 でより詳細に解説しているが、デリバティブの条件変更又は置換に関し、本改訂の根拠では、実勢の市場条件でデリバティブを新しいデリバティブに置き換え、公正価値の差異については現金で決済する場合は、経済的に同等とはみなされることはないということが例に挙げられている。ただし、この設例では、新しいデリバティブの契約条件は「大幅に異なる」と記述されており、それは、将来の契約条件が移行前とほぼ同じである限り、移行時の一定の現金決済も受け入れ可能であることを意味すると読み取ることができる。これも実務がまだ確立していない領域であり、その適用には相当の判断が求められる。

弊社のコメント

一般的に、経済的に同等になる移行には 2 つの主要な特徴が共通にみられる。まず、契約当事者双方にとって、公平な RFR への移行が担保されるように設計されなければならない。この点は理論的には、この目的をもって設計された業界に一般に公正妥当と認められるプロトコールに沿って改訂がなされていけば、最も容易に立証される。

次に、経済的に同等の移行には、金融商品の公正価値に著しい変動が生じていないはずである。したがって、条件の変更を補填するための、移行時の RFR と IBOR の差異を反映するため以外のスプレッドの調整、又は一方の当事者の他方の当事者への支払いは、当該条件は経済的に同等ではないことを示唆する可能性があり、慎重な分析が求められる。

いずれのアプローチも実務上適用可能で、信頼のおける容易に入手できるデータを使用するものでなければならない。データの入手には限りがあり、IBOR と RFR のスプレッドを算定するのに複数の認められる方法が存在する可能性が高い。上述の ISDA が検討したアプローチは理論的には、そのすべてが経済的に同等になる移行をもたらす。

ISDA が開発したようなアプローチは、定量的分析が基礎になるが、契約条件がほぼ同じであることが示される限り、通常、それぞれの移行ごとに定量的分析を行う必要はない。

これらの規定は、下記の設例 1 及びセクション 4.3 の設例 6 と 7 に例示されている

設例 1: フェーズ 2 の救済措置のフロア修正への適用

シナリオ 1: 既存の短期ローンは、3 カ月物米ドル LIBOR に 100bp を加えた金利を支払うが、LIBOR のフロアはゼロである。3 カ月物 LIBOR と SOFR の市場のベース・スプレッドの差異が 30bp と判断された時点で SOFR プラス 130bp が支払われるように組み換えられる。フロアは $\text{SOFR} + 30\text{bp} = \text{ゼロ}$ に修正される。フロアを含む当該商品の修正は、IBOR 改革の直接的な影響によるものであるが、その修正は 3 カ月物 LIBOR が SOFR プラス市場のベース・スプレッドの差異に置き換えられたのみであり、フロアにも同等の修正が加えられたことから、新しい条件は古い条件と経済的に同等とみなすことができる。したがって、フェーズ 2 パラグラフ 7.5.4.7 の救済措置が適用され、EIR が SOFR プラス 130bp に修正される。それ以外の会計上の影響を検討する必要はない。

弊社のコメント

実務上の救済措置により、RFR への移行では一般的に、償却原価又は OCI を通じて公正価値で計上される変動金利金融商品の EIR に変更が生じる。しかし、貸付金など多くの金融商品は当事者間で再交渉する必要が生じるため、企業は、IBOR 改革で要求される範囲を超えた条件変更を回避又は識別し、それらが適切に会計処理されることを担保するための方針と手続を定める必要がある。

「経済的に同等」という表現はフェーズ 2 の改訂に定義されていない。IASB は、評価は基本的にその性質上定性的なものであらねばならないことを意図しているが、その一方で、企業は適切に統制が取れる方法に基づき、評価が継続的に確実に行われることを担保する会計方針とプロセスを策定する必要がある。また、これを機会に、金融商品の条件変更に関する既存の会計方針がどのように決定され実務上適用されているかを見直すことを望む企業もあるかもしれない。

2.2 認識の中止

2.2.1 非デリバティブ金融商品の条件変更

どの時点で金融商品の条件変更が認識の中止につながるのかという論点は、IFRS 第 9 号は金融負債について具体的に述べているだけで、金融資産については言及していない。金融負債に関する重要な規定では、予想キャッシュ・フローの「大幅に異なる変更」をもたらす条件変更で当初の金融負債の認識が中止され、新しい金融負債が認識される。¹⁵ 金融資産の条件変更に関しては IFRS 第 9 号には同等のガイダンスが見られないが、IFRS 解釈指針委員会は 2012 年にギリシャ国債の条件緩和について議論する中で、その事実関係に金融負債に関するガイダンスを類推適用することは適切と考えていた。これは、判断を必要とし、企業がすでに適切な会計方針を策定しているであろう領域である。

フェーズ 2 の改訂は、実務上の救済措置の適格要件を満たす水準を超えた変更が金融商品になされる場合にのみ認識の中止要件が適用されるかどうか、評価しなければならないと定めている(上記 2.1 を参照)。当然、実務上の救済措置の適格要件を満たす変更は、金融商品の認識を中止するのに十分ではないとみなされる。¹⁶

しかし、企業は実務上の救済措置を適用した場合にはその後、IBOR 改革に伴うものではない変更(例:信用スプレッド又は満期日の変更)についても別個に評価し、それらが金融商品の認識の中止につながるかどうかを判断しなければならない。¹⁷

2.2.2 デリバティブ契約の条件変更又は置換

この原則は、上記 2 ですでに解説している契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎を変更する 4 番目の方法 — デリバティブを手仕舞いし同一の取引相手のデリバティブに置き換える、又はベースス・スワップの追加である。本改訂の結論の根拠に示されるように、IASB は、形式ではなく契約の実質により会計処理を決めなければならないことを懸念し、4 つのシナリオを検証した。¹⁸

¹⁵ IFRS 第 9 号第 3.3.2 項

¹⁶ IFRS 第 9 号第 5.4.9 項

¹⁷ IFRS 第 9 号第 5.4.9 項

¹⁸ IFRS 第 9 号 BC6.619 項

最初のシナリオでは、取引当事者が、2つの新しいデリバティブ契約を結ぶ。1つ目の契約は当初のIBORに基づくデリバティブと同等でそれを相殺するものであり、利得又は損失を伴わずに手仕舞いするためのデリバティブ契約であり、2つ目の契約はRFRを参照するデリバティブ契約であるが、その他の条件は同等の公正価値を有するように当初のデリバティブと同一の条件となる。¹⁹ IASBの分析では、新しいデリバティブの当事者は当初のデリバティブと同じで、当初のデリバティブの認識は中止されておらず、代替指標金利デリバティブの条件は、当初のデリバティブと大幅に異なることはない。したがって、IASBは、そうしたアプローチは、IBOR改革に求められる変更整合するものであり、フェーズ2の救済措置が適用されると結論付けた。(4.2 参照)

当初のデリバティブが法的に消滅しない場合は、3つのデリバティブすべて、つまり当初のデリバティブと2つの新しいデリバティブをヘッジ手段に指定する必要がある。しかし、実際には手仕舞いをする当初のデリバティブと2番目のデリバティブの当事者は、2つのデリバティブを法的に消滅させることを選択する可能性が高い。中央清算機関を通じてデリバティブを消滅させるというプロセスは、「圧縮(コンプレッション)」と呼ばれる。この場合、負債の認識の中止のガイダンスを適用し、²⁰ 当初のデリバティブは「認識が中止されたのではなく条件変更された」として扱われる。これは、同じ当事者との交換であり当初の条件の「大幅な変更」に該当しないことによる。「当初のヘッジ手段の認識は中止されていない」と規定する第6.9.2項(b)の救済措置の要件を引き続き満たしていると考えられる。デリバティブの法的な消滅に関係なく事後的な正味キャッシュ・フローに違いが生じないことを鑑みると、このアプローチは、IASBの「法的な形式より実態を重視する」と整合的である。

一方、IASBが検証した2番目のシナリオでは、当初のデリバティブが解約され、未実現利得又は損失が現金決済される。そして、新しいRFRデリバティブが実勢市場金利を反映して大幅に異なる条件で契約される。IBORデリバティブが消滅し、大幅に異なる条件の新しいデリバティブに置き換わっていることから、IASBは、これは、IBOR改革に求められる変更には該当せず、フェーズ2のヘッジ会計に関する救済措置は適用できないと考えている。この分析は、最初のデリバティブの認識が中止され、代わりに2番目のデリバティブが認識されることを示している。²¹

3番目のシナリオでは、企業は、特定のデリバティブ金融商品に固有の新たなベース・スワップを締結し、既存の金利指標をRFRに置き換える。ベース・スワップがポートフォリオ・レベルで締結されるのではなく、当初のデリバティブに個別に対応する、あるいは当初のデリバティブと紐づけられたものであれば、個別の金融商品について、新たなベース・スワップを追加的に締結することにより、当初の金融商品の契約条件を変更することと経済的に同等であるとIASBは考えている。²² 本シナリオから、ベース・スワップは当初のデリバティブと同じ相手方当事者である必要があるかどうかは明らかではなく、そうでなければならぬと規定しているのか、意図的に省略されているのかは明確ではない。

仮に企業が、市場金利で取引される新たな一組のスワップを、同じ当事者と締結し、一方のスワップが現在の金利指標を参照し、もう一方がRFRを参照するとしたら、実質的にその経済的効果はベース・スワップと同じになるであろう。この場合、これは、当初のデリバティブの条件変更になると考えられるかもしれない。シナリオ3のベース・スワップと同じように、新しい2つのスワップは、当初のデリバティブに紐づけられなくてはならないであろうし、これら3つのデリバティブがすべて、一緒にヘッジ手段として指定される必要があるであろう。

¹⁹ IFRS 第9号 BC6.620 項(a)

²⁰ IFRS 第9号第3.3.2 項

²¹ IFRS 第9号 BC6.620 項(b)

²² IFRS 第9号 BC6.620 項(c)

この事実関係はシナリオ 2 に非常に良く似ているように見受けられるが、シナリオ 2 との大きな違いは、当初のスワップが消滅しておらず、未実現利得又は損失は現金決済されていないということである。この点が、この事実関係をシナリオ 2 と区別するために十分かどうかは、現時点では明確ではない。

4 番目のシナリオにおいて、IBOR に基づくデリバティブの取引相手が新しい当事者に交替し、その後 RFR を参照するように新しい当事者とのデリバティブの条件を変更する場合には、当初のデリバティブの消滅となることを、IASB は明確化している。²³ よって、フェーズ 2 の救済措置は適用されない。

デリバティブの条件変更のプロセスを設例 2 で例示している。

設例 2: デリバティブの条件変更

A 社は、想定元本 10 百万ポンド、残存期間 5 年のスワップ (スワップ 1) の当事者である。A 社は四半期ごとに 3 カ月物ポンド LIBOR (四半期の期首時点で固定される) を支払い、3% の固定金利を受け取る。B 社との最初の取引は、ロンドン集中清算機関である LCH にノベーションされ、LCH が A 社と B 社双方のスワップの相手方当事者になる。A 社はスワップを、固定金利ポンド建負債の公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段に指定する。

2021 年 2 月、A 社と B 社は、SONIA に移行するためにスワップ 1 を修正することにした。その時点における当該金融商品の 3 カ月物 LIBOR と翌日物 LIBOR のベース・スプレッドの差異は 30 ベース・ポイントと決定された (2.1.2 を参照)。A 社と B 社は 2 つの新しいスワップ、すなわちスワップ 1 と同条件で逆方向のスワップ 2 と、新しい SONIA スワップであるスワップ 3 を締結する。スワップ 3 の想定元本と満期までの残存期間はスワップ 1 と同じであるが、A 社は四半期ごとに SONIA (日次複利) を支払い、2.7% の固定金利を受領する。この 2.7% は当初の 3% から 30bp のベース・スプレッドの差異を引いた数字である。

スワップ 2 と 3 の取引相手は LCH であり A 社と B 社は 2 つの相殺される LIBOR スワップ (すなわちスワップ 1 とスワップ 2) を圧縮することを選択する。そのため利益又は損失、あるいは正味キャッシュ・フローが生じることはなく、2 つのスワップは法的に消滅する。取引では、スワップ 1 をスワップ 3 に交換し、LCH が両方のスワップの取引相手になることから、スワップ 1 は認識の中止ではなく、交換による条件変更として扱われる。また、スワップ 3 の条件はスワップ 1 の条件と経済的に同等であることから、IFRS 第 9 号の第 6.9.2 項及び IAS 第 39 号の第 102Q 項に従い、条件変更該当すると考えられる。A 社は、ヘッジ手段の条件が条件変更後のスワップの条件となるようにヘッジ関係を修正する。IFRS 第 9 号の第 6.9.2 項及び IAS 第 39 号の第 102T 項から明らかのように、この修正により当初のヘッジ関係が中止になることも新しいヘッジ関係の指定が中止になることもない (下記 4.2.1 を参照)。ヘッジ指定を修正するプロセスの残りの部分については設例 6 で例示している。

これらの改訂の適用についてもセクション 4.3 の設例 6 と 7 で例示している。

²³ IFRS 第 9 号 BC6.621 項(d)

弊社のコメント

IBOR 改革を実行するために必要な範囲を超えて行われる金融商品の条件変更について、当該金融商品の認識を中止し新しい金融商品を認識しなければならないかを評価する必要がある。この評価が、契約条件が大幅に異なるかどうかを基に行われる場合、企業は、当該決定を行うためのプロセスを整備する必要がある。当該改訂は、どの程度の条件変更が大幅に異なるものとみなされるか、また評価にあたって判断や評価実施方針とプロセスの精緻化がどの程度必要とされるかについては詳細なガイダンスを定めていない。IFRS 第 9 号は、仮に負債の契約上のキャッシュ・フローの正味現在価値が 10%変動すれば、それは大幅に異なるものとされると述べているが²⁴、その一方で評価においては、新しい契約条件の導入など、定性的要因についても考慮すべきであると認識されている。ヘッジ関係におけるデリバティブに行われた変更の評価はより複雑である。単純に条件変更のみである場合には、条件変更は IBOR 改革の直接的な影響によるものとなり、経済的に同等の基準で行われているかどうかをテストすればよい。これを満たさない場合、ヘッジ関係の指定を中止し、新たにヘッジ指定する必要がある。これはデリバティブの認識の中止の有無に関係なく行う必要がある。

しかし、デリバティブが同じ当事者との置換となる場合、フェーズ 2 のヘッジ会計の救済措置が適用されるかどうかについてのテストは、認識の中止が行われることなく、デリバティブは手仕舞いされているかどうかになる。したがって、企業には、条件変更が IBOR 改革の直接の影響によるものであり経済的に同等の基準で行われているかどうかに加え、当初のデリバティブの認識が中止されているかどうかを評価するための方針も必要である。

²⁴ IFRS 第 9 号 B3.3.6 項

3. 分類

3.1 金融資産の分類

新しい金融資産、又は大幅な条件変更の対象になることから認識が中止され、新たに認識された金融資産(上記 2.2 を参照)は、その会計処理を決定するために分類する必要がある。金融資産は当初認識時点でキャッシュ・フローが「元本及び元本残高に対する利息の支払い」(SPPI)に該当する場合にのみ、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で会計処理される可能性がある。²⁵ IBOR 改革プロジェクトの一環で IASB は 2019 年 10 月、²⁶ IBOR がバックワード・ルッキングなターム・レート(過去 6 ヶ月の平均翌日物金利に基づく向こう 6 ヶ月の金利)に置き換えられるとしたら、金融商品は SPPI 要件を満たさないことになるのかどうかを検討した。IASB は、契約上のキャッシュ・フローが自動的に SPPI 要件を満たさないことになる特定の条件や例外は定められていないことに留意した。金利の評価では、企業が補填されるもの(すなわち、企業は基本的な貸出リスク、コスト及び利益マージンに対する対価を受け取るようになるかどうか)に焦点を当てることと同義であるべきである。IASB は、IFRS 第 9 号の現在のガイダンスは、代替指標金利が SPPI に該当するかどうかを判断するための適切な基礎を提供しており、金利が貨幣の時間価値を引き続き反映し、その他のリスクや特徴を反映しない場合、新しい金融商品は SPPI 要件を満たすことになると結論付けている。

したがって、企業は RFR への移行に貨幣の時間価値に対する条件変更があるかどうかの判定、及び条件変更がある場合に、当該条件変更により金融商品が SPPI 要件を満たさなくなるかどうかの判定について、判断を適用する必要がある。

この原則は 2 つの設例で説明される。SONIA については設例 3 で、変動金利抵当証券については設例 4 で説明される。

設例 3 SONIA の SPPI 要件

SONIA が、ポンド建貸出に関して、リスクフリーレートとしてポンド建 LIBOR に置き換わることになる。LIBOR がフォワード・ルッキングであるのに対し、SONIA はバックワード・ルッキングである。SONIA は日次レートであり、3 ヶ月など利息支払期間の金利は、複利計算で算定される。したがって、支払利息は金利計算期間の末日時点でのみ分かる。利息の適時の支払いを促進するために、支払いが求められる利息の金額を事前に借手が知るといったことは有用である。よって、利息は、利息期間が開始する 5 営業日前から起算し、金利計算期間が終了する 5 営業日前までの期間の複利計算を基に、利息支払日の 5 営業日前に決定される。この事例では、企業は、定性的な視点から貨幣の時間価値に重要な変更はなく、金融資産は SPPI 要件を満たすと判断することができる。

²⁵ IFRS 第 9 号 B4.1.7-26 項

²⁶ IASB Update, 2019 年 10 月 IASB スタッフ・ペーパー 14B「プロジェクト IBOR 改革及び財務報告への影響—フェーズ 2 ペーパー・トピック: 条件変更後金融商品の認識の中止で生じる会計上の影響」pp30-50

設例 4: 変動金利抵当証券 (ARMs) SPPI 要件

ARMs は米ドル建変動金利抵当証券であり、伝統的に年に一度、期日が到来する 45 日前に、多くの場合、LIBOR を基に金利が更改される。

代替参照金利委員会 (ARRC) は、移行後は、30 日複利計算による SOFR 平均金利にスプレッド調整を上乗せした金利を基に 6 ヶ月ごとに期間終了の 45 日前に金利を更改することを推奨している。ここで推奨されるスプレッド調整は、デリバティブのフォールバックにおいて ISDA が導入したスプレッド調整に類似する(2.1.2 を参照)。

ARRC は、貨幣の時間価値を反映しない特性の導入を意図していたわけではなかったが、それよりも発行体と投資家双方のニーズを考慮し、貸出条件を最適化しようとしていた。市場は年に一度、事前に固定される金利に使い慣れており、次の金利支払に確実性を与え、市場金利の変動に反応しやすくするために、更改の頻度は 6 ヶ月に一度に修正された。金利は従来の実務と同様、45 日前に計算されるが、ターム SOFR レートが現時点では存在しないことから、金利は翌日物 SOFR にスプレッド調整を上乗せしたものを基に決定される。日々の SOFR の変動を平準化するために 30 日平均が使用される。一方、SOFR(有担保)を LIBOR(無担保)に調整し、向こう 6 ヶ月の理論上のフォワード金利カーブを捕捉するために、スプレッド調整が行われる。

貸手が利益マージンと共に、信用リスクと貨幣の時間価値についてのみ補填されるという前提、かつ ARRC が実施し、その検討プロセスを記載した提言と合わせて公表される定量分析に基づき²⁷、ARM が SPPI 要件を満たし、IFRS 第 9 号のビジネスモデルに応じて、貸手が償却原価又は OCI を通じて公正価値で ARM を計上できるかどうかを定性的に評価できることもある。

²⁷ 変動金利抵当証券に SOFR を用いるオプション IFRS 第 9 号第 3.3.2 項、代替参照金利委員会、2019 年 7 月

3.2 組込デリバティブの分離

2019年10月、IASBはまた、IBORプロジェクトに関連して、IBOR改革の結果として追加されたフォールバック条項は、組込デリバティブとして主たる金融負債から分離すべきであるかどうかを判定するために、IFRS第9号の改訂が求められるかどうかについても検討した。

IBOR改革では、フォールバックは、金融商品の契約条件が、設定した金利指標が代替の金利指標に置き換わることを想定している場合に生じる。契約条件には、翌日物RFRにスプレッドを上乗せしたものをベースに決定された新しい金利、又は米国変動金利抵当証券のように事前に設定される一定期間にわたって算定されるRFRの平均に基づく新しい金利が存在する可能性がある。

組込デリバティブの分離は、金融負債が最初に認識された時点でのみ評価されるということを考えて、新しい金融負債と、新しい金融商品が認識されるような大幅に異なる条件変更が行われている金融負債にのみ関係する。金融商品の経済的条件がフォールバックに影響される場合、金融商品が主契約の経済的特性及びリスクに密接に関連しなくなるリスクが存在する。その場合には、フォールバックは分離して組込デリバティブとして会計処理する必要がある。

フェーズ2の改訂を最終基準化する際、IASBは、IBOR改革に関連して生じるフォールバックの会計処理を決定するための適切な基礎を、IFRSは提供していると結論付けた。新しい金融負債が認識される場合、企業はIFRS第9号B4.3.8項(a)の規定を適用して、フォールバックにより当初の収益率が少なくとも2倍以上になり、フォールバックが有効になる時点で同様の契約について想定される収益率の少なくとも2倍以上の収益率をもたらすかどうかを判断しなければならない。この評価はしばしば「2倍・2倍テスト」と呼ばれる。

弊社のコメント

IBOR改革に関連して付け加えられるフォールバックの大多数が、組込デリバティブとしてその分離を要求するものではない。これは、そうしたフォールバックは通常、経済的に同等の基準で代替RFRに移行する金融商品と整合的であるからである。フォールバックが発動された場合、実務上の便法の適用で、移行は市場金利の変更として反映される。したがってフォールバックは負債の主契約に明確かつ密接に関連し、組込デリバティブとして分離すべきではない。

4. ヘッジ会計

4.1 フェーズ 1 の救済措置

フェーズ 1 の救済措置は、IBOR 改革により、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期又は金額に生じる不確実性(すなわち、何が新しい指標となるのか及び新しい指標が有効になるタイミングに関する不確実性)の影響を直接的に受けるすべてのヘッジ関係に適用される。²⁸ しかし、ヘッジ対象又はヘッジ手段が単なる金利リスク以外のリスクに関して指定される場合、救済措置は金利指標ベースのキャッシュ・フローにのみ適用される。したがって、ヘッジ対象が適格要件を満たす金利ベースのキャッシュ・フローを伴っていなければならないため、救済措置は純投資ヘッジには適用されない。

本セクションではまず、IFRS 第 9 号に準拠するヘッジ会計の救済措置について説明する。

4.1.1 IFRS 第 9 号に関するフェーズ 1 の救済措置

救済措置は任意に適用可能な規定ではなく強制適用となる。²⁹ IFRS 第 9 号の最初の 3 つの救済措置は以下のように定められている。

1. 予定取引(又はその構成要素)の発生可能性が非常に高いかどうかの判定³⁰
2. キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を純損益に振替える時点の判定³¹
3. ヘッジ対象とヘッジ手段の間に存在する経済的関係の評価³²

これらの救済措置を適用するいずれの場合においても、契約に定められているかどうかを問わず、ヘッジ対象となるキャッシュ・フローの基礎となる指標は IBOR 改革の結果として変更されることはないとは仮定しなければならない。また、上記 3 番目の救済措置に関して、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となる指標についても、IBOR 改革の結果として変更されることはないとは仮定しなければならない。

指定されたヘッジ対象が、金融商品の IBOR リスク部分のみであることもあり得る。ただし、ヘッジ会計上適格なリスク要素となるためには、当該要素は「独立して識別可能」であり、かつ「信頼性をもって測定可能」なものでなければならない。³³ 4 番目の救済措置は、このように金利リスクのうちベンチマーク部分がヘッジ対象に指定されていて、これが IBOR 改革の影響を受ける場合であっても、「リスク要素は独立して識別可能」という要件は、ヘッジ関係の開始時点でのみ充足されていなければならないというものである。³⁴ したがって、ヘッジ関係が最初に確立された時点で IBOR が独立して識別可能であるとみなされる限り、仮に途中で独立して識別可能でなくなったとしても、IBOR は引き続きヘッジ会計上のリスク要素として適格であるとされる(ベンチマーク金利が独立して識別可能であるか否かの論点は、後のセクション 4.2.3 で詳細に解説している)。

²⁸ IFRS 第 9 号第 6.8.1 項

²⁹ IFRS 第 9 号第 7.1.8 項

³⁰ IFRS 第 9 号第 6.8.4 項

³¹ IFRS 第 9 号第 6.8.5 項

³² IFRS 第 9 号第 6.8.6 項

³³ IFRS 第 9 号第 6.3.7 項(a)

³⁴ IFRS 第 9 号第 6.8.7 項

本改訂の結論の根拠は、IBOR ベースのキャッシュ・フローがキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象に指定されている場合には、企業は IBOR ベースのキャッシュ・フローを基に非有効性を引き続き測定しなければならないことと明確にしている。しかし、結論の根拠はさらに続けて、「仮想デリバティブ」を用いて IBOR ベースのキャッシュ・フローの公正価値の変動を測定することを選択している場合には、IBOR 改革から生じる不確実性に関する市場参加者の仮定を反映する市場ベースの割引率を用いて仮想デリバティブを測定しなければならないと述べている。³⁵ これは、市場参加者がヘッジ手段として使用する実際の IBOR デリバティブに適用する金利と整合的となるであろう。したがって、ヘッジ非有効性が増大することはない。

設例5: IBOR 改革に向けたフェーズ1 救済措置の適用

A 社は、3 カ月物米ドル LIBOR を参照する期間 8 年の変動金利借入をヘッジしており、貸付の条件変更後の期間に適用されるクーポン金利は米ドル LIBOR を参照するのではなく、新しい RFR(リスクフリーレート)を参照して決定されるということを知っている。当該借入はこれまで 3 カ月物米ドル LIBOR 金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されていた。当該条件変更がいつ、どのように行われるのかについては決まっていない。従って、借入及び関連するヘッジ手段として指定されている金融商品の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額について、IBOR 改革に伴う不確実性が依然として存在する。しかし、フェーズ 1 の救済措置により A 社は、その点は考慮せずに、借入にかかるヘッジ対象となるクーポン金利及び関連するヘッジ手段のキャッシュ・フローは、引き続き米ドル LIBOR ベースのキャッシュ・フローであると仮定して有効性の評価及び測定を行わなければならない。

「ダイナミック」又は「マクロ」ヘッジ戦略については(例えば、ヘッジ手段及びヘッジ対象が継続的なヘッジ戦略の中でオープン・ポートフォリオに追加又は取り除かれ、頻繁にヘッジ指定を中止し再指定することが繰り返される場合)、ヘッジ対象が最初にヘッジ関係に指定された時点で「独立して識別可能」という要件を満たしていればよい。その後、再指定されたヘッジ対象について、この要件を満たしているか否かを改めて評価する必要はない。³⁶

一方で、フェーズ 1 の改訂は、リスク要素の公正価値又はキャッシュ・フローの変動は「信頼性をもって測定可能」でなければならないとする要件に関しては、一切の救済措置を与えていない。³⁷

そもそも救済措置の影響が及ぶ範囲はできる限り狭くすることが意図されており、それゆえ特定の救済措置が定められている領域以外は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計にかかる通常の規定を適用することが求められる。むしろ、改訂基準の結論の根拠では、救済措置を適用できない場合の一例として、IBOR 改革に起因する不確実性により、企業が将来発行する予定であった負債性金融商品を発行しないことを決定した場合には、当該金融負債の金利指標に基づくキャッシュ・フローは、もはや発生する可能性が非常に高いものとみなすことはできない、というケースが挙げられている。³⁸ また、ヘッジ手段のキャッシュ・フローは RFR(リスクフリーレート)に基づくように変更されるが、ヘッジ対象が引き続き IBOR に基づく場合(またその逆の場合も)、それぞれの公正価値の変動額が異なることにより生じる非有効性の測定及び認識に関する救済措置も定められていない。³⁹

³⁵ IFRS 第 9 号 BC5.570 項

³⁶ IFRS 第 9 号第 9.6.8.8 項

³⁷ IFRS 第 9 号 BC6.575 項

³⁸ IFRS 第 9 号 BC6.560 項

³⁹ IFRS 第 9 号 BC6.567 項、BC6.568 項

4.1.2 IFRS 第9号におけるフェーズ1の救済措置の終了

上記の救済措置1及び2は、ヘッジ対象のIBORに基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関して、IBOR改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時点、もしくは

- ▶ 救済措置1については、ヘッジ対象がその一部を構成するヘッジ関係が中止になった時
- ▶ 救済措置2については、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累積額の全額が純損益に振り替えられた時

のいずれか早いタイミングで救済措置の適用はその時点より終了する。⁴⁰

救済措置3は、次の時点からその適用を終了する。

- ▶ ヘッジ対象については、ヘッジ対象のIBORに基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してIBOR改革から生じる不確実性が、もはや存在しなくなった時点
- ▶ ヘッジ手段については、ヘッジ手段のIBORに基づく時期及び金額に関しIBOR改革から生じる不確実性が、もはや存在しなくなった時点
- ▶ 上記2つの事象のいずれかが発生する前にヘッジ関係が中止された場合には、その中止になった時点⁴¹

企業が項目のグループをヘッジ対象に指定している場合、救済措置の終了に関する規定は、指定された項目のグループに属する個々の項目ごとに将来に向かって適用される。⁴²

救済措置4については、フェーズ2の救済措置(下記4.2を参照)を適用することによってヘッジ関係の正式な指定文書が修正される、もしくはIFRS第9号のヘッジ関係の中止に関する定めを適用することによってヘッジ関係が中止される場合のいずれか早い時点で、その適用を終了する。つまり、リスク要素がもはや独立して識別可能でないとしても、これらの事象のいずれかが発生するまでは、当該リスク要素を引き続きヘッジ対象として指定することができる。これは、公正価値ヘッジにおいては特に大事な点である。なぜなら公正価値ヘッジの場合、そのヘッジ対象は、通常、IBOR改革の影響によって修正される必要はないためである。⁴³

上記の事象が生じない限り、救済措置は無期限に適用することができる。結論の根拠では、IBOR改革に起因する不確実性が解消されるタイミングの例を示すために、金利指標が変更されることを見越して契約が修正される場合に生じる様々な事例が説明されている。⁴⁴ここで重要なのは、多くのケースで、参照される新しい指標とそれが有効になる時点を特定するように契約が修正された場合にのみ救済措置は終了するということである。

フェーズ1の救済措置は、どの新たな金利指標が適用され、いつの時点で適用されるかの両方に関して不確実性がもはや存在しなくなった時点でその適用が停止されることから、当然、フォールバック取決めの合意自体により不確実性が直ちに解消したことにはならず、フェーズ1の救済措置もそれにより終了となることはないが、移行の方法及びその日付が明確に定められる場合はその限りではない。

⁴⁰ IFRS 第9号第6.8.9項、第6.8.10項

⁴¹ IFRS 第9号第6.8.11項

⁴² IFRS 第9号第6.8.12項

⁴³ IFRS 第9号第6.8.13

⁴⁴ IFRS 第9号BC6.587-589項

単一のヘッジ関係であっても、それぞれの要素に関する不確実性が、異なる時点で解消されるという状況も存在し得る。例えば、企業が、キャッシュ・フロー・ヘッジに典型的に見られるように、ヘッジ対象とヘッジ手段の双方にそれぞれに対応する救済措置を適用しなければならないと仮定する。ここで、当該ヘッジ関係におけるヘッジ手段が、ヘッジ対象に先がけて、特定の RFR を基礎とするよう条件変更された場合を考えてみる。これにより、キャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性が解消されることとなるようなケースにあつては、関連する救済措置はヘッジ対象には引き続き適用されるが、ヘッジ手段にはもはや適用されなくなる。⁴⁵ したがって、ヘッジ対象は、近い将来に修正されることが見込まれる場合であっても、IBOR 金利の変動を参照して測定することになる。その結果、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段とヘッジ対象の条件変更のタイミングに差が生じるということは、特にヘッジ手段の RFR 金利とヘッジ対象の IBOR 金利の間のベースリスクの変動をはじめとする、新たなヘッジ非有効性の要因が生じることを意味するということになる。しかし、LIBOR ベースのキャッシュ・フローのうちの RFR 構成要素をヘッジ指定することも可能で、それによりこのリスクは軽減される(4.2.5 参照)。

公正価値ヘッジではこの問題が生じることはない。というのも、ヘッジ対象になる金融商品が IBOR 改革の結果として修正されることはなく、フェーズ 2 の救済措置により、ヘッジ手段が修正された時点で指定されたヘッジ対象リスクを修正することが認められるからである(4.2 参照)。

4.2 フェーズ 2 のヘッジ会計の改訂

上述の通り、フェーズ 1 の改訂は、既存の金利指標が RFR へ置き換わる以前の論点のみを取り扱っている。一方で、既存の金利指標の RFR への置き換えが実際に生じる時点で財務報告に及ぼす影響に関する論点は、フェーズ 2 において取り扱われている。フェーズ 2 の適用対象となるヘッジ関係は、フェーズ 1 の対象と同様である(4.1 を参照)。セクション 4.1 と同様、我々はまず、IFRS 第 9 号のヘッジ会計に関する救済措置を説明し、セクション 4.2.7 及び 8 で、IAS 第 39 号のヘッジ会計を引き続き適用する企業との差異を解説する。

4.2.1 IFRS 第 9 号に関する救済措置

フェーズ 2 における IFRS 第 9 号の改訂は、以下の救済措置を定めている(以下「フェーズ 2 の救済措置」)。

1. IBOR 改革により求められるヘッジ文書の修正による、ヘッジ関係の中止に関する救済措置(下記 4.2 を参照)
2. 「独立して識別可能」の要件の充足に関する一時的な救済措置(下記 4.2.4 及び 5 を参照)

フェーズ 2 の救済措置は、その契約条件やキャッシュ・フローの変更が IBOR 改革の直接の結果として生じるような(デリバティブを含む)金融資産又は金融負債が関係するヘッジ関係にのみ適用される。契約上のキャッシュ・フローの変化は、当初認識時点では特定されていなかった何らかの理由で、あるいはフォールバック条項など、すでに契約に織り込まれていた条件の発動のいずれにかよって生じ得る。⁴⁶ 上記 2.1 で解説している救済措置と同様に、以下の条件がいずれも満たされる場合にのみ、契約条件やキャッシュ・フローの変更が IBOR 改革により直接的に求められるものであると判断される。

- ▶ IBOR 改革の直接の結果として変更が必要になる
- ▶ 契約上のキャッシュ・フローを算定する上での新たな基礎が、従前のもの(すなわち変更の直前まで用いられていた算定基礎)と「経済的に同等」である⁴⁷

⁴⁵ IFRS 第 9 号 BC6.594 項

⁴⁶ 上記 2.1 を参照

⁴⁷ IFRS 第 9 号第 5.4.5–5.4.7 項

上記セクション 2 です。すでに説明しているように、本改訂は IBOR 改革により求められる変更のうち、従前の基礎と経済的に同等と認められるような条件変更のタイプの例として、以下を挙げている。

- ▶ 既存の金利指標を RFR へ置き換える、又は、既存の金利指標と RFR とのベース・スプレッドの差異を補填するように固定スプレッドを上乗せする形で、金利指標の計算方法を補正することによって、IBOR 改革の意図した効果を実現する
- ▶ 金利指標の変更を実現するにあたって必要となる、リセット期間、リセット日又はクーポン支払いの間隔(日数)の変更を行う
- ▶ 上述の変更を実現するために、金融資産又は金融負債の契約条件にフォールバック条項を追加する⁴⁸

4.2.2 ヘッジ関係の中止に関するフェーズ 2 の救済措置

フェーズ 2 における改訂では、企業がフェーズ 1 の救済措置をヘッジ関係に適用することを中止するタイミングで(上記 4.1.2 を参照)、IBOR 改革により求められる条件変更を反映するように、ヘッジ関係における正式なヘッジ指定を修正しなければならないと定めている(すなわち、ヘッジ文書の修正が当然に要求される)。ヘッジ指定は、IBOR 改革によってヘッジ対象リスク、ヘッジ対象又はヘッジ手段に変更が生じる報告期間の末日までに、修正されなければならない。フェーズ 2 の救済措置の骨子は、変更がフェーズ 2 の救済措置の対象として許容されるものである限り、そのようなヘッジ文書の変更によってヘッジ会計が中止になることも、代わりに新たなヘッジ関係が指定される結果になることもないという点にある。救済措置の適用対象として認められる変更としては、ヘッジ対象リスク自体を RFR を参照するように再定義することや、RFR への参照を反映するようにヘッジ手段及び(又は)ヘッジ対象についての記述を修正することなどが挙げられる。上述のように、既存の金利指標と RFR とのベース・スプレッドを補填するために固定スプレッドを上乗せするような修正も、フェーズ 2 の救済措置の適用対象に含まれる。⁴⁹

ヘッジ関係において指定されている金融資産又は金融負債の条件に対して、あるいはヘッジ関係におけるヘッジ指定に対して、IBOR 改革により求められる以上の変更がなされる場合、企業はまず、IFRS 第 9 号の通常の規定を適用して、これらの追加的な変更によってヘッジ関係が中止になることはないかを判断する必要がある。追加的な変更によってヘッジ関係が中止にならない場合は、上述のとおり企業はヘッジ関係における正式なヘッジ指定を修正しなければならない。⁵⁰

結論の根拠では、RFR を複利計算する場合に現物商品とデリバティブのそれぞれについて、異なる方法を用いることで生じるヘッジの非有効部分を縮小するために、企業がベース・スワップを締結する場合を例として取り上げている。そこでは、ベース・スワップをヘッジ関係に取り込むようにこれを修正することが、結果としてヘッジ関係の中止につながりかねないことが示唆されている。⁵¹ その理由は明確に述べられていないが、ベース・スワップをヘッジ関係に追加することは、IBOR 改革の意図した効果を実現するために必ずしも必要であるとはいえず、ヘッジ有効性を高めるために事後的に付け加えられたものであるからであろう。これは、上述のように、IBOR を参照するヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローを、RFR を参照するように修正するためにベース・スワップを利用すること(この場合にはヘッジ関係は継続される)とは異なる点に留意されたい。

⁴⁸ IFRS 第 9 号第 5.4.8 項

⁴⁹ IFRS 第 9 号第 6.9.1 項、第 6.9.3 項、第 6.9.4 項

⁵⁰ IFRS 第 9 号第 6.9.5 項

⁵¹ IFRS 第 9 号 BC6.617 項

セクション 2 で解説しているように、IBOR 改革によって求められるヘッジ手段の変更は、契約上のキャッシュ・フローを計算する基礎を修正するのではなく、たとえば、同じ相手方と新たに 2 つのデリバティブ、つまり当初のデリバティブを相殺する同じ条件のデリバティブと RFR を参照する以外は同様の条件のデリバティブを締結することで、既存の IBOR に関係するデリバティブを手仕舞いすることによることもできる。これは、IBOR 改革により生じる不確実性の影響を受けるいかなるヘッジ関係にも適用され、IBOR 改革に直接的に起因する非有効性の金額によって制限されるものではない。⁵² これは主として中央清算機関を通じて決済されるデリバティブに適用されることにはなるが、セクション 2.2 で解説しているように、結論の根拠によれば、既存の IBOR ベースのデリバティブと、既存のデリバティブが参照する IBOR を RFR に交換する新たなベース・スワップとを組み合わせることで変更することもできる。そのような状況において、フェーズ 2 の改訂は、以下の場合にのみ適用されうるといことが明確化されている。

- ▶ 当初のヘッジ手段が、通常の認識の中止要件に照らしたときに認識の中止にならない(上記 2.2 を参照)

及び

- ▶ 上述の通り、当該アプローチが、当初のヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎を直接修正する場合と経済的に同等である(上記 2.1 を参照)⁵³

IBOR 改革によりヘッジ指定及びヘッジ文書に求められる変更は、ヘッジ関係ごとにそれぞれ異なるタイミングで必要となる場合があり、また、ある一つのヘッジ関係についてそのような変更が複数回にわたって必要となる場合もある。例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ指定とヘッジ文書は二回修正が必要になることがある。すなわち、ヘッジ手段のデリバティブが RFR を参照するように変更される時点で一回目の修正、続いてヘッジ対象が RFR を参照するように再交渉された時点で二回目の修正となる。企業は、ヘッジ関係の中止に関する救済措置を、その要件に該当するような個々の場面において、その都度適用しなければならない。⁵⁴

ヘッジ手段及びヘッジ対象の公正価値の変動の会計処理については、通常の IFRS 第 9 号の規定が適用される。したがって、それらは、それぞれの修正の有無に応じて RFR ベース又は IBOR ベースの公正価値で測定されることになるが、キャッシュ・フロー・ヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を、ヘッジ手段の利得又は損失累計額とヘッジ対象の公正価値の変動累計額のいずれか低い金額で再測定する。⁵⁵ 固定金利の負債性金融商品のヘッジを再指定する場合、ヘッジの継続として、固定キャッシュ・フローのうちヘッジ対象に指定されていた部分は、RFR と IBOR のスプレッドを反映するように調整しなければならない。この点については設例 6 で説明している。

一方で、キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたキャッシュ・フローの公正価値の変動を、仮想デリバティブを用いて測定している場合、ヘッジ対象となる金融商品が RFR に移行された後は、仮想デリバティブは RFR を反映するように調整しなければならない。

ヘッジの非有効性は、通常通り純損益に認識する。IASB は、IBOR からの移行において公正価値に著しい変動が生じるとは想定していない。なぜなら、そのような公正価値の著しい変動は、当該移行が経済的同等性に基づいて行なわれていないことを示唆するものだからである。⁵⁶ しかし、ヘッジ手段とヘッジ対象の修正のタイミングが一致しない場合、キャッシュ・フロー・ヘッジについては一定の非有効性が生じる(設例 7 を参照)。

⁵² IAS 第 39 号 BC250 項

⁵³ IFRS 第 9 号第 6.9.2 項

⁵⁴ IFRS 第 9 号第 6.9.3 項

⁵⁵ IFRS 第 9 号第 6.9.3 項

⁵⁶ IFRS 第 9 号 BC6.626 項

ヘッジ対象が修正される場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額は、RFR に基づくものとみなされる。すでにヘッジが中止されていて、従前指定されていたヘッジ対象の契約上のキャッシュ・フローが修正される場合にも同じことが言える。その結果、当該キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、RFR を新たに基礎とすることになったヘッジ対象たるキャッシュ・フローが、純損益に影響を与えるのと同じ期間において、純損益に振り替えられることになる。⁵⁷

4.2.3 項目グループに関するフェーズ2 の救済措置

フェーズ2 の改訂はまた、指定された金融商品グループに含まれる項目(マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ戦略の一部を構成する項目)に対しても、IBOR 改革により直接的に条件変更が求められることになったものについては救済措置を定めている。当該救済措置によって、そのようなヘッジ戦略を中止せずに引き続き維持することが可能になる。ヘッジ対象グループに含まれる金融商品は、それぞれ異なるタイミングで IBOR から RFR へ移行することになるため、ヘッジ対象リスクとして RFR を参照する金融商品により構成される各サブグループへ、それぞれ順次移されることになる。既存の IBOR も、その他のヘッジ対象のサブグループに関して、それらが新たに RFR を参照するよう更新される時点まで、引き続きヘッジ対象リスクとして指定されたままとなる。⁵⁸

項目グループに救済措置がどのように適用されるかについて、本改訂は詳細なガイダンスを規定していないが、現在のところ我々は以下のように考えている。

- i) ヘッジ対象が当初から「オープン」ポートフォリオとして設定されていた場合、IBOR 又は RFR のいずれを参照するかにかかわらず、新たなヘッジ手段及びヘッジ対象はそれらが締結されるたびに当該項目グループに追加することができる。
- ii) それぞれの移行時点で、サブグループの仮想デリバティブは更新されなければならない。

企業は、それぞれのサブグループが、IFRS 第9号におけるヘッジ対象の通常の適格要件を引き続き満たすことを確認しなければならない。サブグループがヘッジ対象の適格要件を満たさない場合は、企業はヘッジ関係全体に係わるヘッジ会計を中止しなければならない。また、ヘッジの非有効性についても、通常の規定のとおり、ヘッジ関係全体に係わる非有効性として測定、計上しなければならない。⁵⁹

4.2.4 リスク要素のヘッジ指定に関するフェーズ2 の一時的な救済措置

IFRS 第9号は、ヘッジ会計の要件を満たすにあたり、ヘッジ関係に指定されたリスク要素は信頼性をもって測定可能であるだけでなく、「独立して識別可能」でなければならないと規定している。⁶⁰ フェーズ2 の改訂は、新たなヘッジ関係が指定される際、また既存のヘッジ関係については IBOR 改革によりヘッジ指定やヘッジ文書の記述に対して修正が生じる際に、RFR を参照する金融商品のリスク要素がヘッジに指定される場合、「独立して識別可能」の要件の充足に関する一時的な救済措置を企業に認めている(上記4.2.1 及び4.2.7 を参照)。本救済措置により、企業は、RFR リスク要素が向こう24か月の間に独立して識別可能になると合理的に見込んでいる場合、「独立して識別可能」の要件は満たされているとみなすことができる。この24か月という期間は、それぞれのRFR ごとに適用され(すなわち、金利指標ごとに適用)、企業がそれぞれのRFR を最初にヘッジ対象のリスク要素に指定した日から起算される。

もし企業が、当初指定時点から24か月以内にRFR が独立して識別可能にならないと合理的に見込むこととなった場合、その時点で当該RFR に関する救済措置の適用を終了する。ヘッジ会計は、当該RFR がリスク要素として指定されているすべてのヘッジ関係について、見込みの見直しを行った日から将来に向かって中止しなければならない。⁶¹

⁵⁷ IFRS 第9号第6.9.7項、第6.9.8項

⁵⁸ IFRS 第9号第6.9.9項

⁵⁹ IFRS 第9号第6.9.10項

⁶⁰ IFRS 第9号第6.3.7項(a)

⁶¹ IFRS 第9号第6.9.11項、第6.9.12項

リスク要素が独立して識別可能かに関する評価については、セクション 4.2.5 で詳しく解説している。一方で、リスク要素がヘッジ関係の期間全体を通して信頼性をもって測定可能でなければならないとする要件については、いかなる救済措置も設けられていないという点も強調しておきたい(4.2.6 参照)。

本救済措置は、RFR リスク要素が独立して識別可能であるかどうかに関する不確実性のうち、IBOR 改革から直接的に生じるもののみ適用される。リスク要素が独立して識別可能であるかについて不確実性が存在するが、その不確実性が IBOR 改革の直接の結果によるものではない場合、そのようなヘッジ関係は本救済措置の適用対象とはならない。

弊社のコメント

独立して識別可能であるかの要件充足に関する救済措置は、新しい RFR が市場の金利指標として完全に確立される前であっても、RFR を参照するヘッジ関係の指定や継続を容認することによって、RFR への移行に伴う実務上の困難を大きく軽減するであろう。しかし、企業は RFR への移行時点及びその後 24 か月にわたって適切な会計上の判断を下すことができるように、そのような判断を見直すにあたって必要となるプロセス及びガバナンス体制を整備することが求められる。この判断については次のセクションでより詳細に解説する。

4.2.5 RFR が独立して識別可能なリスク要素であるかどうかの判断

フェーズ 1 及び 2 の改訂は、契約上明示されていないリスク要素が独立して識別可能であるかどうか、したがってヘッジ対象リスクに指定できるかどうかの評価に関する救済措置を定めているものの、「独立して識別可能」が何を意味するのかについてのガイダンスは提供していない。したがって、本要件の解釈については、従前と基本的に変更はないと考えられる。しかし、フェーズ 2 の改訂は、これに関連して 2 つのポイントを指摘している、すなわち、公正価値ヘッジに関するものとキャッシュ・フロー・ヘッジに関するものである。

i) 公正価値ヘッジ

1 番目のポイントは、公正価値ヘッジに関して、救済措置は「独立して識別可能」の要件のみを扱っており、「信頼性をもって測定可能」の要件には適用されないことから、この 2 つの要件は明らかに別物として扱われている点である。RFR は、市場における十分な流動性が確保されれば「信頼性をもって測定可能」になるかもしれないが、固定金利の負債性金融商品など、ヘッジ対象については、そのことをもって「独立して識別可能」ということには必ずしもならない。⁶²

リスク要素が独立して識別可能であるかをどのように判断すべきかに関する IFRS 第 9 号の既存のガイダンスの多くは、基本的に非金融商品の構成部分のヘッジを容認するために設けられたものであるが、以下の例は金利リスクのヘッジにも関連性があると考えられる。

「D 社は固定金利の負債性金融商品を保有している。この商品が発行されているのは、多種類の類似した負債性金融商品が、指標金利(例えば、LIBOR)に対するそのスプレッドにより比較される市場のある環境であり、その環境における変動金利の金融商品は、通常は当該指標金利に連動している。当該指標金利に基づいて金利リスクを管理するため、金利スワップが頻繁に使用される。固定金利の負債性金融商品の価格は、当該指標金利の変動に直接に対応して変動する。したがって、D 社は、この固定金利の負債性金融商品のヘッジ関係を、指標金利リスクについてのリスク要素ベースで指定することができる。⁶³」

⁶² IFRS 第 9 号 B6.3.9 項

⁶³ IFRS 第 9 号 B6.3.10 項(d)

このパラグラフは例として挙げられているのみであり、金利リスクが独立して識別可能となるための要件を列挙するものとして読まれるべきではない。しかし、この例からは、ある指標金利がリスク要素としての要件を満たすためには、固定金利の負債性金融商品の価格が決定される際の基礎として頻繁に参照されており、変動金利の負債性金融商品であれば参照金利として当該指標金利が十分頻繁に変動していなければならないということ、つまり、スワップ市場でのみ使用される金利であることはリスク要素の要件充足において不十分である可能性があることがうかがえる。SONIA ベースのスワップも、出来高ベースでポンド・スワップ市場の半分をすでに占めているだけでなく、2019 年 11 月には、「SONIA は変動金利ポンド建債券及び証券化商品では標準になっている。⁶⁴」と主張されるまでになっていた。したがって、企業が、SONIA はすでに独立して識別可能であるか、仮に現時点でそうでなくても、向こう 24 か月の間に独立して識別可能になると結論付けることができる可能性は十分にある。

対照的に、(米ドルの RFR として選定された) SOFR の取引量ははるかに限定的であり、SOFR ベースの現物金融商品の発行もその速度はゆっくりである。SOFR がいつ固定金利の負債性金融商品の価格を決定する際の基礎になるのか、そもそもそのような基礎になるのかも明確ではないが、米代替参照金利委員会 (ARRC) の提言書に見られるように、SOFR が多くの変動金利の金融商品における参照金利指標になっていくと市場関係者は見込んでいる。さらに、米ドル建スワップ市場は、SOFR ベースになることが見込まれており、そうすると SOFR はメジャーな金利指標となって、ヘッジ目的で使用される中心的な金利指標になるであろう。この点を踏まえ、IFRS 第 9 号のヘッジ会計を適用する企業の大半が、SOFR は向こう 24 か月以内に独立して測定可能になると結論付けるであろうと我々は予想している。

リスク要素が独立して識別可能であるための要件についての IFRS 第 9 号のガイダンスは、IAS 第 39 号のリスク部分のガイダンスに非常に類似しているが、その文言は必ずしも同一ではない。IAS 第 39 号は、「リスクフリー金利又は指標金利の変動に起因する公正価値変動についてヘッジされている固定金利の金融商品については、リスクフリー金利又は指標金利は通常、金融商品の独立して識別可能な構成部分であるとともに、信頼性をもって測定可能であるとみなされる」と述べている(下記 4.2.8 を参照)。IASB は、「独立して識別可能」の要件を金利リスクへ適用する際の解釈を、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行に伴い変更することを意図していたと述べたことは一度もなく、そのことは、指標金利リスク要素が IAS 第 39 号にしたがって識別可能であるとしたら、それは IFRS 第 9 号でも独立して識別可能なリスク要素になるということを示唆していると言えるかもしれない。

しかし、IFRS 第 9 号 B6.3.10 項(d)の設例は、何を以て「指標」と言えるのかということについて、より詳細な解釈を示しているという見方もある。

他方で、LIBOR を独立して識別可能なリスク要素に指定することは依然として可能か、ということについても疑問が生じる。答えは、RFR がその地位を確立するまでは間違いなく「可能」であり、その後も市場が LIBOR から RFR に移行するしばらくの間、その両方の指標が共に独立して識別可能と判断されるであろう。

ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

フェーズ 2 の改訂における 2 番目のポイントは、リスク要素の識別に関する例外措置は、公正価値ヘッジだけでなくキャッシュ・フロー・ヘッジにも適用されるということである。⁶⁵ ここで、RFR を、IBOR 変動金利の負債性金融商品のリスク要素に指定することは可能かという論点が生じる。

⁶⁴ Speech delivered at the Risk.net LIBOR Summit 2019 by Edwin Shooling Latter, Director of Markets and Wholesale Policy at the UK's Financial Conduct Authority.

⁶⁵ IFRS 第 9 号 BC6.647 項

この論点は、ヘッジ手段であるデリバティブとヘッジ対象である変動金利の金融商品の条件変更のタイミングが一致せず、デリバティブがヘッジ対象より前に RFR を参照するように修正される場合に、特に問題となる。ここでの論点は、例えば SONIA や SOFR が向こう 24 か月以内に変動金利性金融商品の基盤となり得るかどうかではなく、それらの新たな指標金利を、LIBOR ベースである変動金利の、独立して識別可能なリスク要素としてみなすことが、そもそも認められるのかという点である。

移行タイミングの不一致に関してフェーズ 2 の改訂過程での審議におけるスタッフ・ペーパーでは、ヘッジ対象リスクを、契約上の金利ではなく、これを RFR に修正することによって、ヘッジ対象が修正される前の期間におけるヘッジ非有効性を最小限に抑えることができるというコメントがあった。⁶⁶ これは、IBOR の RFR 要素を指定できる場合がありうることを暗に認めているものと解釈することができるかもしれない。

しかし、この論点に関してフェーズ 2 の改訂には具体的なガイダンスは示されていない。公正価値ヘッジとは異なり、リスクが契約上すでに明示されている場合を除いて(例: LIBOR に連動する貸付金における LIBOR リスク)、変動金利の金融商品におけるリスク要素の指定は、実務的にも、これまでほとんど見られていない。また、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号の双方とも、その設例で取り扱っているのは公正価値ヘッジのみである。したがって、RFR を LIBOR のリスク要素として指定するにあたり、過去の先例や実務に依拠することはより難しくなる。

SONIA をポンド LIBOR のリスク要素と考える方がおそらく容易であろう。なぜなら、SONIA が最初に導入されたのが 1997 年で SONIA はいわば「翌日物ポンド LIBOR」と見られることから、期間構造を有する LIBOR の文字通り“構成要素”であると考えられることができるためである。⁶⁷ しかし、レボ金利に基づく SOFR は、米ドル LIBOR とはその性質が幾分異なる。翌日物 SOFR もまた変動性が大きく、3 か月物米ドル LIBOR を上回ることもある。これに関する実務の蓄積が今後見られてくるにつれ、IASB や規制当局が本論点に関するガイダンスを示す可能性もあるが、下記の設例 7 においては、SOFR は米ドル LIBOR のリスク要素として指定することはできないとの仮定に基づいている。

iii) 独立して識別可能なリスク要素の期間構造

独立して識別可能であるかについては、その要件をヘッジ手段とヘッジ対象の満期日に応じて別個に評価する必要があるのかどうかという疑問も生じる。たとえば、期間が短い金融商品の方が市場の活動がはるかに多くなりうるということを考慮した場合、30 年物の固定金利債のヘッジは 1 年物債のヘッジとは別個に評価されることになるのであろうか？

IFRS 第 9 号の文言によれば、独立して識別可能であるかどうかの評価は、市場構造に照らして実施しなければならず、金利市場の構造には常に期間構造が含まれるであろう。(たとえば)仮に、SOFR が独立して識別可能である又は識別可能になると判断されたとしたら、SOFR が(たとえば)満期 6 か月、5 年又は 10 年のいずれのローンにヘッジするのに使用されるとしても、SOFR は独立して識別可能ということになる。債券価格が SOFR のスワップレートに整合していなくても、相場を調整する裁定の機会が常に存在する。

もし仮に SOFR が常に短期レートにのみ使用されるとしたら、長期銘柄にはいずれの指標金利が使用されることになるのかという疑問が生じるであろう。そして、長期銘柄にはその他の指標金利が使用されるとしたら、長期エクスポージャーをヘッジする企業は、SOFR ではなく、当該長期指標金利を参照するデリバティブを選択するであろう。よって、この場合、SOFR が長期的な満期について独立して識別可能になりうるかどうかについて、疑問が生じる可能性は少ない。

⁶⁶ 1 月のスタッフ・ペーパー 14A パラグラフ 28 を参照

⁶⁷ SONIA は 2018 年に改革されており、それにより RFR としての要件を満たすこととなった。主な改革点は、幅広い参加者の取引を基に決定し、数量加重の方法を修正したことである。

弊社のコメント

RFR が独立して識別可能になれば、満期に関係なく独立して識別可能とされる可能性が高い。一定の満期について別の指標金利が確立される場合、RFR が独立して識別可能であるかの評価は、RFR が指標金利となる満期について行う。将来、市場の区分化が進み、1 つ以上の指標金利が登場しさまざまな市場区分で使用されるようになるとしたら、本改訂の第 6.9.12 項に規定される継続的な評価は、市場の各区分について別個に行われることになるであろう。

4.2.6 RFR が信頼性をもって測定可能なリスク要素であるかどうかの判断

「信頼性をもって測定可能」という用語は、IFRS 第 9 号もしくは IAS 第 39 号のヘッジ会計に関するガイダンスには定義されていないが、IAS 第 39 号では、活発な市場で価格が公表されていない非上場の資本性金融商品の測定において、公正価値が信頼性をもって測定可能でない場合には原価で計上しなければならないと定められていた。⁶⁸ 当該ガイダンスは、公正価値測定の変動幅が大きくなり、また様々な見積りの発生可能性が合理的に評価され公正価値の測定に反映できる場合、公正価値は信頼性をもって測定可能になると述べていた。⁶⁹ IAS 第 39 号はさらに、非上場の資本性金融商品の公正価値の変動幅が重要でない状況も多く存在し、第三者から取得した金融資産は通常信頼性をもって測定可能であるとも述べていた。⁷⁰ このガイダンスを考慮すると、「信頼性をもって測定可能」とは、特にハードルが高いものではなく、RFR を参照する大半のデリバティブは、市場が厚みを増すにつれ、信頼性をもって測定可能とみなされるようになるであろう。

4.2.7 IAS 第 39 号に関するフェーズ 2 の改訂

フェーズ 1 の改訂同様(上記 4.2.1 を参照)、フェーズ 2 の改訂にも IAS 第 39 号の改訂が含まれる。IAS 第 39 号に対する改訂は IFRS 第 9 号の改訂と整合しているが、以下の差異が存在する。

- ▶ IAS 第 39 号では、公正価値ヘッジのヘッジ有効性の遡及的評価について、フェーズ 1 の遡及的評価に関する救済措置が終了する時点で公正価値の変動累計額をゼロに再設定できる。この規定の適用は各ヘッジ関係について別個に(すなわちヘッジごとに)選択することができる。ただし、実際のヘッジ非有効性は引き続き測定され、その全額が純損益に計上される。⁷¹ これは、フェーズ 2 の公開草案からの修正点であり、公開草案ではゼロへの再設定を義務付けることを提案していた。
- ▶ フェーズ 2 の改訂はまた、IBOR 改革により求められる条件変更により、ヘッジ有効性の評価方法が変更になるとしても、それがヘッジ会計の中止につながることはないことを明確化している。⁷²

ヘッジ有効性の評価方法に変更が求められる場合の 1 つのケースは、従来は評価方法として回帰分析が用いられていたが、RFR に十分なデータが存在しないため回帰分析を使用できない場合である。改訂はこの点について明確に規定してはいるが、十分なデータが入手可能になるまでは、回帰分析を他のアプローチに置き換えることも可能であると考えられ、十分なデータが入手可能となる時点で回帰分析の使用を再開する。ただし、ヘッジ関係が修正される時点でヘッジ管理戦略として文書化する必要がある。

⁶⁸ IAS 第 39 号第 46 項(c)

⁶⁹ IAS 第 39 号 AG80 項

⁷⁰ IAS 第 39 号 AG81 項

⁷¹ IAS 第 39 号第 102V 項

⁷² IAS 第 39 号第 102PV 項(d)

4.2.8 IAS 第39号による、RFRが独立して識別可能なリスク要素であるかどうかの判断

IFRS 第9号に関するフェーズ1及びフェーズ2の改訂同様(上記4.1.1、4.2.4及び4.2.5を参照)、IAS 第39号に関する改訂も、契約に特定されていないリスク要素が独立して識別可能であるか、したがってヘッジ対象リスクに指定できるかどうかの評価に関する救済措置を定めているが、ここでも改訂は、「独立して識別可能」が何を意味するのかに関する新たなガイダンスを提供していない。セクション4.2.5で解説しているように、リスク要素が独立して識別可能になるためのIFRS 第9号のガイダンスは、IAS 第39号のリスク部分に関するガイダンスに非常によく似ているが、その文言は全く同じではない。特に、IAS 第39号には、IFRS 第9号と比べると、以下のような簡略化された説明が含まれている。

「リスクフリー金利又は指標金利の変動に起因する公正価値変動についてヘッジされている固定金利の金融商品については、リスクフリー金利又は指標金利は通常、金融商品の独立して識別可能な構成部分であるとともに、信頼性をもって測定可能であるとみなされる。」⁷³

弊社のコメント

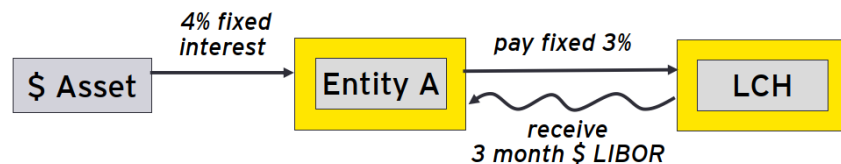
IAS 第39号は、独立して識別可能な構成要素としての「リスクフリー又は指標」に言及しているが、翌日物金利スワップ・レート(OIS)など、その他の指標を指定する実務がすでに確立している。IAS 第39号適用企業は、SONIA や SOFR は規制当局がすでに指標金利とみなしており SOFR についても(ほぼ)リスクフリーであるという前提で、SONIA 及び SOFR などの RFR を独立して識別可能とみなすことも可能になる。

4.3 フェーズ2の救済措置の適用

以下の2つの設例はフェーズ2の改訂の重要な特徴を例示している。

設例6: フェーズ2の救済措置の公正価値ヘッジへの適用

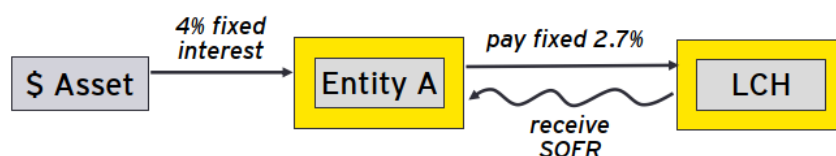
A社は、3%固定金利払い・3ヵ月物米ドルLIBOR受けの金利スワップを締結している。当該スワップは、利回り4%の米ドル建資産に対して、そのうちの3%クーポンと元本金額に相当するキャッシュ・フローの米ドルLIBORに起因する公正価値の変動に対するヘッジ手段として指定されていた。



⁷³ IAS 第39号 AG99F 項(a)

設例6:フェーズ2の救済措置の公正価値ヘッジへの適用(続き)

2020年11月1日時点の3ヵ月物米ドルLIBORは0.5%であり、SOFRとLIBORのベース・ポイントの差は30bpと決定される。したがって、スワップは、2.7%固定金利払い・SOFR受けとなるよう条件変更される。



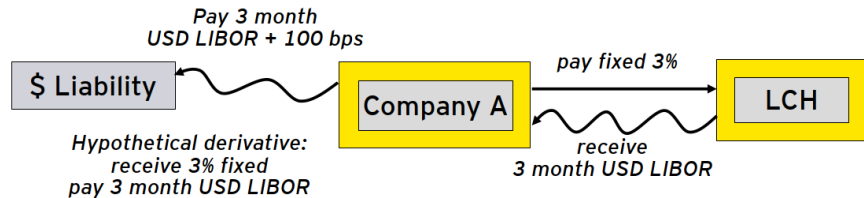
条件変更により変更された点は、LIBORの代わりにSOFRを参照し、市場の実勢金利水準を基にスプレッドを修正するという点のみであるため、新たなスワップは従前のスワップと経済的に同等であるとみなされる(上記2.1を参照)。その結果、ヘッジ手段の正式な指定は修正され、ヘッジは中止されない。

SOFRは、向こう24ヵ月以内に米ドル金利の独立した識別可能なリスク要素になると予想されており、したがって、条件変更時点においてすでにヘッジ対象リスク要素として指定することができる(上記4.2.2を参照)。その結果、ヘッジ文書におけるヘッジ対象に関する記述についても、2.7%クーポン(ここで2.7%とは、当初クーポンの3%からベース・ポイントの差30bpを差し引いた値である)と元本金額に相当する利回り4%の資産のリスク要素のうち、SOFRに起因する公正価値の変動に対するヘッジとして修正される(ヘッジ会計に関しIAS第39号を適用する企業はまた、将来においてヘッジの有効性をどのように評価していくのかを見直し、整理する必要がある(4.2.7を参照))。

翌期末時点において、スワップは通常のヘッジ会計の定めにしたがって、SOFRを参照して公正価値に再測定される。この再測定には、条件変更の直前と直後におけるスワップの公正価値の差異も含まれるが、IBOR改革に伴うデリバティブの条件変更は「経済的に同等な基礎」で行われるであろうことから、その影響は通常小さいと考えられる。資産の計上金額もまた、指定されているヘッジ対象リスクに対応する公正価値の変動分について調整がなされる。これには、3%クーポン払い及び元本金額を3ヵ月物米ドルLIBORで割り引いて得られる金額と、2.7%クーポン払い及び元本金額をSOFRで割り引いて得られる金額との差額が含まれる。当該差額もまた、通常は大きな金額にはならないと考えられる。スワップの条件変更時点の公正価値と、ヘッジ対象として指定された構成要素の純変動額は、当期のヘッジ非有効部分の一部として純損益に計上される(上記4.2.2を参照)。

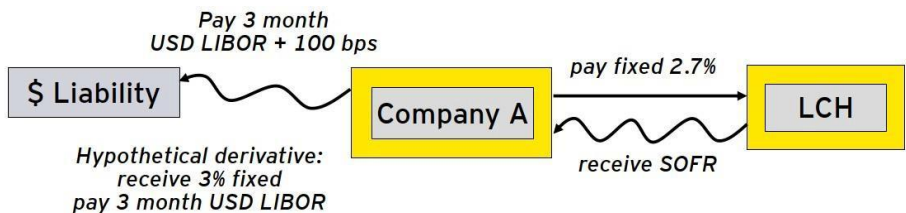
設例7: フェーズ2の救済措置のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係への適用

当初の事実関係は、米ドル LIBOR+100bp の変動借入にかかる米ドル LIBOR リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジであるという点を除いて、上記設例6と同じである。ヘッジの非有効性は、A社が3%固定受け・3ヵ月物米ドル LIBOR 払いとなる仮想デリバティブを用いて評価及び測定されている。



設例6同様、デリバティブは2020年11月1日に2.7%固定払い・SOFR受けに条件変更される。本設例における設例6との主な相違点は、米ドル LIBOR 借入もまた、IBOR改革の直接の影響として両当事者間での交渉を通じて条件変更がなされる必要があるが、向こう数ヵ月の間にそうした交渉がまとまることが想定されていないという点である。

ヘッジ文書についても、条件変更後のスワップを米ドル LIBOR 借入のキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として記述するように修正する必要がある(上記4.2.1を参照)。SOFRは、向こう24ヵ月以内に米ドル金利の独立した識別可能なリスク要素になると見込まれている。しかし、A社は、米ドル LIBOR に対しては、SOFRが独立した識別可能なリスク要素になることは決してないと考えている(上記4.2.5を参照)。したがって、仮想デリバティブはこの時点で修正されることはなく、引き続き LIBOR ベースになる。



当初のヘッジ関係は継続され(上記4.2.1を参照)、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額は、フェーズ1の改訂に規定されるように引き続き LIBOR に基づくものとみなされる。

スワップが条件変更された会計期間から借入の条件変更について再交渉がまとまる会計期間にわたる各会計期間の末日時点で、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は以下のいずれか低い金額として再測定される。

- ▶ SOFR スワップの公正価値における利得又は損失累計額
- ▶ 米ドル LIBOR 仮想デリバティブの公正価値における利得又は損失累計額

スワップは SOFR ベースで評価され、借入は LIBOR ベースであることから、この再測定では、純損益への計上が必要になる一定程度のヘッジ非有効部分が生じる。しかし、A社は SOFR と米ドル LIBOR の間には依然として経済的関連性が存在することから、ヘッジ会計は引き続き容認されると考えている。(IAS 第39号適用企業は、80-125%の有効性の遡及的評価を免除されるものの、将来に向かっての有効性評価についてはクリアする必要がある(4.2.7を参照)。)

**設例7: フェーズ2 の救済措置のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係への適用
(続き)**

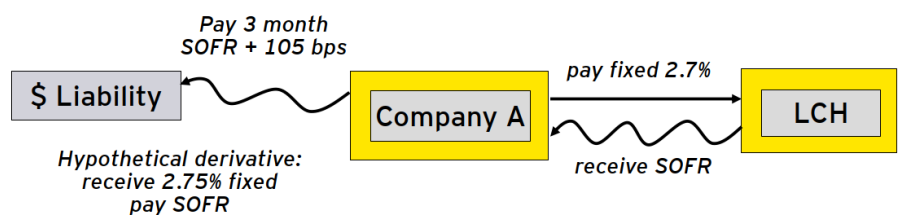
借入は2021年1月15日に再交渉され、その時点の3カ月物米ドルLIBORとSOFRのベース・ポイントの差は25bpと決定される。しかし、借入の条件変更をする両当事者間の再交渉の過程で、借手の信用度に改善が見られることから、信用スプレッドもまた20bp引き下げられることになった。したがって借入はSOFR+105bpの支払いに条件変更される(ここで105bpとは、当初スプレッドの100bpに現在の3カ月物米ドルLIBORとSOFRのベース・ポイント差25bpを加算し、そこから信用スプレッドの20bpの変更を差し引いた値である)。

信用スプレッドの20bpの変動を除けば、条件変更はIBOR改革の直接的な結果として求められるものと考えられ、契約上のキャッシュ・フローを算定するための新しい基礎は、従前の基礎と経済的に同等であるとみなされる(上記2.1を参照)。フェーズ2の救済措置を金融商品の条件変更に適用すると、借入の実効金利(EIR)はSOFR+125bpに修正される(ここで、125bpとは当初スプレッドの100bpに現在の3カ月物LIBORとSOFRのベース・ポイント差25bpを加算した値である)。

信用スプレッドの20bpの変動は、負債の大幅な条件変更にあたらないと考えられる。なぜなら、定量的にも更新されたSOFR+125bpのEIRで割り引いた際の正味現在価値の変動が10%以下であり、かつ、定性的な観点からも重大な変更ではないと判断されるからである。よって、当該負債の認識が中止されることはない。しかし、信用スプレッドの20bpの変動は、フェーズ2の救済措置の対象にはならず、20bpの減少分を更新後EIRであるSOFR+125bpで割り引いた正味現在価値は、直ちに純損益として認識される。

ヘッジ文書は2度目の修正が必要となる(上記4.2.1を参照)。

ヘッジ対象リスクをLIBORベースとして据え置かなければならないとするフェーズ1の救済措置はその適用を終え、ヘッジは、SOFR+105bpの借入に関してそのうちのSOFRリスク要素のキャッシュ・フロー・ヘッジとして文書化される。(ヘッジ会計に関しIAS第39号を適用する企業はまた、将来においてヘッジ有効性を評価する方法に変更がある場合には、ヘッジ文書を更新しなければならない(上記4.2.7を参照))。ここでも、条件変更後のヘッジ対象と新たに指定されたリスク要素が適切に参照されるようにヘッジ文書を修正すること自体によって、当初のヘッジ関係が中止されることにはならない(上記4.2.1を参照)。よって、修正後の仮想デリバティブは、SOFRの実勢金利を基礎とする必要はなく、その代わりに、2.75%受け・SOFR支払いのスワップとして設定される(ここで、2.75%は当初スプレッドの3%から、ヘッジが修正される時点の3カ月物米ドルLIBORとSOFRのベース・ポイント差25bpを差し引いた値である)。



設例7: フェーズ2 の救済措置のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係への適用 (続き)

この段階で、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額は SOFR ベースとみなされる(上記 4.2.1 を参照)。キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、次の期末日時点で以下のいずれか低い方として再測定する。

- ▶ 条件変更したスワップの公正価値における利得又は損失累計額
 - ▶ 修正後の仮想デリバティブの公正価値における利得又は損失累計額
- よって、実際に計上する非有効性の金額は、デリバティブの公正価値の変動が仮想デリバティブのそれより大きいかどうかによって左右される。
- また、デリバティブ(2.7%支払い・SOFR 受け)と仮想デリバティブ(2.75%受け・SOFR 支払い)はタイミングが一致しないことから、異なる固定金利となることに注意が必要である。したがって、一定規模のヘッジ非有効性が生じる。
- ▶ 当該変更時点においては、主にデリバティブと仮想デリバティブの固定金利の相違から生じるヘッジ再指定時点における公正価値の差異により生じる「キャッチ・アップ」修正に基づく非有効部分
 - ▶ 翌会計年度以降においても、デリバティブと仮想デリバティブの公正価値は一致しない。企業は、IFRS 第 9 号を適用してデリバティブと仮想デリバティブの間には「経済的関連性」が存在すると考えるとしても、IAS 第 39 号適用企業については、80-125%の有効性要件に関する救済措置がもはや存在しないことから、ヘッジが非常に有効であると見込まれると将来に向かって評価され、ヘッジの非有効性の程度を遡及的にモニタリングし続けることでヘッジ会計の要件が引き続き満たされていることを継続的に確認していく必要がある(上記 4.2.7 参照)

弊社のコメント

企業は、生じてしまうヘッジ非有効性の程度を最小限に抑えるために、ヘッジ手段とヘッジ対象の修正のタイミングの不一致をできる限り少なくするよう努めることが望まれる。

企業のスワップ・トレーダーが、特定のデリバティブがヘッジ関係に指定されているかどうかを知らない場合には、上記はとりわけ困難なタスクになるかもしれない。特に、ダイナミック・ヘッジ戦略が使用されている、あるいはデリバティブがプロキシヘッジに指定されている場合などにはその可能性がより高くなる。

会計に及ぼす影響が事前に検討されることなく、デリバティブの条件変更が行われてしまうことのないように、企業は適切なプロセスを整備する必要があるだろう。

5 移行規定

5.1 フェーズ 1

フェーズ 1 の改訂は、2020 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用されるが、早期適用も認められる。本改訂は遡及適用しなければならない。しかし、本救済措置は、企業が最初にこれらの規定を適用する報告期間の期首時点で存在していた又はその後指定されたヘッジ関係、及び企業が最初にこれらの規定を適用した報告期間の期首時点で存在していたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額にのみ適用される。したがって、従前に指定されていないヘッジ関係に、フェーズ 1 の救済措置を遡及適用することは認められない。⁷⁴

5.2 フェーズ 2

フェーズ 2 の改訂は、2021 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用されるが、早期適用も認められる(当然、現地当局の承認手続を経る必要がある)。⁷⁵ フェーズ 2 の改訂は比較可能性を確保することを目的としており、強制適用となる。

通常の IFRS と同様、ヘッジ関係を遡及的に指定することはできないが、フェーズ 2 の改訂は遡及適用される。しかし、以下の 2 つの要件をいずれも充足する場合においてのみ、中止したヘッジ関係についてそのヘッジ関係が中止されていなかったかのようにヘッジ関係を復活させる処理が求められる。

- ▶ ヘッジ関係は IBOR 改革に求められる条件変更によってのみ中止されており、したがって、仮にその時点でフェーズ 2 の改訂が適用されていたならば、ヘッジ関係の中止を企業は求められていなかった。
- ▶ フェーズ 2 の改訂の適用開始日時点で、フェーズ 2 の改訂を考慮した結果、中止したヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たしている。⁷⁶

実務上これが意味することは、たとえば、企業は従前に存在していなかったヘッジ関係は復活させることはできないということに加えて、ヘッジ会計の要件を満たしていたが IBOR 改革の直接的な影響によりヘッジを中止することになっていたであろうヘッジ関係についても、それ以前に任意の理由でヘッジ指定が中止されていたヘッジ関係については、復活させることはできない、ということである。

すべての適格要件を引き続き満たすためには、中止したヘッジ関係のリスク管理目的が変更されずに維持されていることも必要となる。ヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかがその後新しいヘッジ関係に指定されているような場合には、その可能性は低く、ヘッジ手段が同じヘッジ対象のヘッジに指定されることはない。

実務上の便法に基づいて、フェーズ 2 の改訂の適用以前に行った契約上のキャッシュ・フローを算定するための基礎の変更に関して、企業が適用した会計処理と異なる会計処理を行うことになる場合、これは移行調整の一部になると考えられる。

RFR 金融商品がリスク要素のヘッジとして指定されていたヘッジが従前に中止され、のちに復活された場合、「独立して識別可能」の救済措置が適用される 24 カ月という期間は、フェーズ 2 の改訂の適用開始日から起算される。

企業は、フェーズ 2 の改訂の適用に際して、過年度の修正再表示を求められていないが、事後的判断を用いない限りにおいて修正再表示することは可能である。過年度の修正再表示を行わない場合、企業は、適用開始日が含まれる報告期間の期首時点で、帳簿価額の差異について利益剰余金(又は適切となる場合には資本の他の構成要素)を修正する。⁷⁷

⁷⁴ IFRS 第 9 号第 7.2.26 項(d)

⁷⁵ IFRS 第 9 号第 7.1.10 項、IAS 第 39 号第 108H 項

⁷⁶ IFRS 第 9 号第 7.2.36 項、第 7.2.37 項、IAS 第 39 号第 108I 項及び第 108J 項

⁷⁷ IFRS 第 9 号第 7.2.46 項、IAS 第 39 号第 108K 項

弊社のコメント

- ▶ フェーズ 2 の改訂が適用される前は、中止せざるを得ないヘッジ関係は僅かであったかもしれないが、要件を満たす中止されたヘッジ関係を復活させる規定は、実務上負担になる可能性がある。これらの要件が満たされているかどうかを判断するためには、それぞれの中止されたヘッジ関係を識別し評価する必要がある。たとえば、ヘッジ手段が新しいヘッジ対象のヘッジにすでに指定されているのであれば、中止された当初のヘッジ関係を復活させることはできない。さらに、復活に関する要件を満たすヘッジ関係について、ヘッジを過去に遡って計算し記帳することは、会計システム上困難となる可能性がある。
- ▶ 要件を満たす場合には中止したヘッジ取引を復活させなければならないが、ヘッジ会計の要件を満たさないヘッジ関係を遡及的に会計処理する同等の規定はなく、そのように処理できないことに留意しなければならない。
- ▶ 「独立して識別可能」に関する救済措置が適用される 24 カ月の期間はフェーズ 2 の改訂の適用開始日から起算されるため、24 か月の対象期間が実際には大幅に短縮される可能性がある。

5.3 フェーズ 2 の救済措置の終了

金融商品が RFR に移行する時点で、IBOR 改革に直接起因して 1 つの指標金利に 2 つ以上の修正が生じる可能性がある。ヘッジ会計の救済措置は 1 度の適用に制限されることはなく、ヘッジ関係が IBOR 改革に直接起因して変更される都度適用される。ただし、リスク構成部分が独立して識別可能であるかどうかを評価するための 24 か月の対象期間がリセットされる訳ではなく、それは、企業が、代替指標金利を契約上特定されていないリスク要素として初めて指定する日から起算される。フェーズ 2 の救済措置は、IBOR 改革により、金融商品及びヘッジ関係に対する変更がすべて行われた時点で終了する。⁷⁸

⁷⁸ IFRS 第 9 号 BC7.88 項

6. 開示

6.1 フェーズ 1

フェーズ 1 の改訂により IFRS 第 7 号も改訂されており、IFRS 第 9 号の救済措置が適用されるヘッジ関係に関し以下の情報を開示しなければならない。⁷⁹

- ▶ 企業のヘッジ関係がさらされる重要な金利指標
- ▶ 企業が管理する、金利指標改革により直接影響されるリスク・エクスポージャーの範囲
- ▶ 企業は代替的指標金利に移行するプロセスをどのように管理しているのか
- ▶ これらの規定を適用するにあたり企業が行った重要な仮定又は判断の記述(例えば、金利指標改革から生じる金利指標ベースのキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性が、いつの時点でもはや存在しなくなるかについての仮定又は判断)
- ▶ これらのヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額

これらの規定のうち、1 番目と 2 番目及び 5 番目の規定を、設例 8 に例示している。

設例 8: フェーズ 1 定量的開示

以下の表は、金利毎に分析した、ヘッジ関係における金融商品の RFR への移行時に IBOR 改革に影響されるデリバティブの名目金額及び加重平均残存期間を示している。ヘッジ手段であるデリバティブに関する情報は、当行がヘッジ関係を通じて管理しているリスク・エクスポージャーの範囲に関する合理的な近似値を表している。

単位: 百万ドル

2020 年 12 月 31 日

	名目金額	平均残存期間(年)
金利スワップ		
GBP LIBOR (3 カ月)	775	4.3
USD LIBOR (3 カ月)	906	5.3
USD LIBOR (6 カ月)	1,021	6.5
EUR LIBOR (3 カ月)	1,285	4.8
その他	522	5.3
	<u>4,509</u>	
クロスカレンシー・スワップ		
GBP LIBOR (3 カ月)から USD IBOR \$ (3 カ月)へ	460	4.7
	<u>460</u>	
	<u>4,969</u>	

⁷⁹ IFRS 第 7 号第 24H 項

設例8: フェーズ1 定量的開示(続き)

単位:100 万ドル		
2020 年 12 月 31 日		
	名目金額	平均残存期間(年)
金利スワップ		
GBP LIBOR (3 カ月)	864	4.4
US LIBOR (3 カ月)	1,105	5.2
US LIBOR (6 カ月)	1,110	6.6
EUR LIBOR (3 カ月)	1,474	4.7
その他	511	5.2
	5,064	
クロスカレンシー・スワップ		
GBP LIBOR (3 カ月) から USD LIBOR \$ (3 カ月) へ	750	4.6
	750	
	5,814	

設例8は、重要なIBORのテナー毎の分析を示している。これは、フェーズ1の改訂に具体的に規定されているものではないが、おそらく重要なIBORエクスポージャーに関する最も有用な情報を提供する。

フェーズ2の救済措置が適用されたからといってフェーズ1の開示が求められなくなるということではないが、開示しなければならない金融商品の数は、時間の経過とともにRFRに移行されていくにつれて減少していくだろう。フェーズ1の開示では、フェーズ1の救済措置が引き続き適用されるヘッジ関係に関する情報が提供され、フェーズ2の改訂が適用される際にもあわせて参照されるだろう。

6.1.1 既存のIFRS第7号の開示規定

フェーズ1の改訂のみを適用して、フェーズ2の改訂を適用しない場合もあり得る。たとえば、2020年12月31日に年度が終了する企業が、フェーズ2の早期適用を選択しない場合が考えられる。しかし、そのような企業でも、2020年12月期の財務諸表において、IBOR改革により生じるリスク・エクスポージャーについてIFRS第7号の一般的な原則に従って開示を行わなければならないかどうかを評価する必要がある。IFRS第7号は、企業は財務諸表の利用者が以下を評価できる開示を提供しなければならないと規定している。

- ▶ 金融商品の、企業の財政状態及び業績にとっての重要性
- ▶ 当期に企業が金融商品を通じてさらされるリスクの内容と規模、及びそれらのリスクの管理方法⁸⁰

こうした状況に該当する場合、IBOR改革から生じるリスクの性質及び規模に関する定性的及び定量的開示を提供する必要がある。⁸¹ 定性的開示については、リスクを管理し、エクスポージャーをIBORからRFRに移行するために、現在実施しているプロジェクトの記述も含めることになる。⁸²

⁸⁰ IFRS第7号第1項

⁸¹ IFRS第7号第31項

⁸² IFRS第7号第33項

6.2 フェーズ 2

フェーズ 2 の改訂により、財務諸表の利用者が、金利指標改革が企業の金融商品及びリスク管理戦略に与える影響を理解できるように IFRS 第 7 号も改訂されており、以下の情報を提供することを目的としている。⁸³

- ▶ 金利指標改革の対象になる金融商品から生じる、企業がさらされることになるリスクの性質及び範囲並びに企業がそうしたリスクをどのように管理しているか
- ▶ 代替的指標金利への移行の進捗度及び企業が移行をどのように管理しているか

これらの 2 つの目的を満たすためには、以下を開示しなければならない。⁸⁴

- ▶ 代替的指標金利への移行に関する報告日時点のその進捗、及び移行により企業がさらされる金融商品から生じるリスクをどのように管理しているか
- ▶ 報告期間末時点で未だ代替的指標金利に移行していない金融商品に関する定量的情報(金利指標改革の対象になる重要な金利指標ごとに分解し、以下のクラスごとに別個に表示する):
 - ▶ 非デリバティブ金融資産
 - ▶ 非デリバティブ金融負債
 - ▶ デリバティブ
- ▶ 上述の最初の目的に記述されていたリスクにより企業のリスク管理戦略が変更される場合には、それらの変更内容の記述

企業の定量的開示からは、IBOR が停止される前に失効する又は期限が到来すると見込まれるエクスポージャーは除外される。企業は、これらの金融商品については、IBOR 改革に関係するリスクにさらされていると考える必要がないからである。したがって、この開示は、金融商品の母集団の合計のうち、IBOR 改革の対象になる重要な金利指標を参照する金融商品のみとなる。しかし、企業がこれらのエクスポージャーを含めることを望む場合、IBOR が停止する又は期限を迎えるまでの期間において IBOR における流動性が減少するなど、IBOR 改革に関係するリスクに引き続きさらされていると言えるため、それもまた正当化されるであろう。⁸⁵

非デリバティブ金融資産及び金融負債の帳簿価額並びにデリバティブの名目金額を開示するフェーズ 2 の ED の提案は、より柔軟なアプローチを定めるフェーズ 2 の改訂に置き換えられた。企業は、代替的指標金利にまだ移行していない金融商品について、提供する定量的情報の基礎を選択することができる。選択が可能な基礎の例として、IFRS 第 7 号の改訂の結論の根拠において、以下の項目が挙げられている。

- ▶ 非金融資産の帳簿価額、非デリバティブ金融負債の帳簿価額、デリバティブの名目金額
- ▶ 認識した金融商品に関する金額(例:非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債の契約上の額面金額及びデリバティブの名目金額)
- ▶ 金融商品に関し、例えば取締役会や最高経営責任者など企業の経営幹部(IAS 第 24 号に定義)に内部的に提供される金額

⁸³ IFRS 第 7 号第 124H 項

⁸⁴ IFRS 第 7 号第 24J 項

⁸⁵ IFRS 第 7 号 BC35LLL 項

こうした変更は、IBOR 改革への対応の進捗度について適切な情報の提供という開示目的を満たしつつ、フェーズ 2 の改訂により求められる追加的な開示の提供に必要な企業の追加負担を減少させることを意図している。⁸⁶ 企業は、フェーズ 2 の改訂を IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号(又は IFRS 第 4 号)に適用する場合、フェーズ 2 の IFRS 第 7 号で求められる開示を行わなければならない。IASB は、結論の根拠は、フェーズ 2 の改訂の IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号(又は IFRS 第 4 号)への影響に関し過年度の修正再表示を行う場合を除き、適用開始時点で過年度に関する新しい開示を行う必要はないと明確化している。⁸⁷

銀行がこれらの定性的開示を行うにあたって識別した懸念の 1 つは、経営管理者又は規制当局向けに作成される IBOR 改革の対象になる金融商品に関して提供される報告内容は、それらの情報が監査済財務諸表における開示情報として通常期待されるような質(網羅性及び正確性)のものではない場合があるという点である。それらの情報は、進行中のプロジェクトをモニタリングするために使用されるあらゆる暫定的な報告と同様に、含まれる情報はその時点でのベスト・エフォートで作成されたものであり、通常求められる会計上の開示に関する正確性のレベルを担保することはもとより意図されていないためである。

これは、公表はされているが未だ発効していない新しい IFRS に関する IAS 第 8 号第 30 項の開示規定に類似する。両方の開示が一時的なものであり、将来の変化について現在までに知りうる限りの情報を対象としているからである。IAS 第 8 号第 30 項は、「新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報」を開示しなければならないと規定している。フェーズ 2 の開示の目的は、現在進行中の複雑なプロジェクトである IBOR 改革をどのように進めているかを反映することにある。

また、新しいフェーズ 2 の開示規定を盛り込むために提案している IFRS タクソミーの改訂が、第 24J 項(b)の規定に対応するために提案されている新たな表に、「テキスト・ブロック」要素を導入するという点も、目的適合性があるであろう。これは、情報は様々な方法で開示することができるという事実を示す。提案されているタクソミーの改訂から、開示規定が定量的情報はどのように提供されるべきかについて具体的には規定していないことから、IASB は、定量的情報の開示にテキスト・ブロック要素を使用することを提案しているということが明確になっている。したがって、当該改訂により、企業は、定量的開示を提供する方法を選択することが容認され、たとえば、企業は、定量的情報の金額やパーセンテージなどの情報を定性的情報とともに開示することで、定量的情報の内容や背景を説明することができる。

6.2.1 ローン・コミットメントへの適用

フェーズ 2 の改訂は、定量的情報は、非デリバティブ金融資産、非デリバティブ金融負債及びデリバティブ金融商品を別個に表示するものでなければならないと規定している。⁸⁸ しかし、IFRS 第 7 号の改訂は IFRS 第 9 号が適用される金融商品に限られる訳でなく、したがって当該開示もこれらの項目にのみ関係する訳ではない。⁸⁹ むしろ、フェーズ 2 の開示は、IFRS 第 7 号の対象になるすべての金融商品に適用され、IFRS 第 9 号の適用範囲外となる金融商品も含まれることになる。⁹⁰ たとえば、特定のローン・コミットメントは IFRS 第 9 号の適用範囲外であるが(予想信用損失の計算のためのものを除く)、その性質上、依然としてデリバティブ金融商品であることから、IFRS 第 7 号の適用範囲内になる。⁹¹ その結果、IFRS 第 9 号の対象外となるローン・コミットメントでも、定量的開示に含めなければならない。

⁸⁶ IFRS 第 7 号 BC35KKK 項

⁸⁷ IFRS 第 7 号 BC35000 項

⁸⁸ IFRS 第 7 号第 24J 項(b)

⁸⁹ IFRS 第 7 号第 24I 項、IFRS 第 7 号第 24J 項

⁹⁰ IFRS 第 7 号第 4 項

⁹¹ IFRS 第 7 号 BC22.2 項

6.2.2 区分ごとの詳細の水準

定量的情報に提供される情報の粒度に関しては、金額を個々の表示項目に応じて区分しなければならないという規定は特段存在しない。しかし、IBOR 改革により生じる企業のリスクへのエクスポージャーに関し有用な情報が提供されるのであれば、さらなる詳細を盛り込むことも可能であり、それは IFRS 第 7 号の開示目的に適合する。⁹²

6.2.3 開示が求められるエクスポージャー

IBOR 改革が進むにつれて、IBOR によっては、置き換えられるのではなく、完全に又は部分的に改革されてきたものもある。Euribor や CORRA(カナダ銀行間オーバーナイト・レポ金利)がそうした金利の例にあげられる。すでに述べたように、Euribor ベースの金融商品もフェーズ 2 の開示の対象になるかどうかについては見方が分かっている。しかし、今後 Euribor の改革がさらに進むようなことになれば、改革が完了するまではフェーズ 2 の開示の対象とすべきである。

エクスポージャーによっては、IBOR が停止された場合に自動的に契約が RFR に変更になるようにフォールバック条項を組み込む場合がある。この種のフォールバック条項が加えられる金融商品も、フォールバック条項の発動又は契約当事者間の交渉の結果、IBOR が置き換えられるまでは、フェーズ 2 の開示に含む必要がある。

フェーズ 2 の定量的開示規定は、設例 9 に例示している。これは、IFRS 第 7 号第 24J 項(b)の規定を満たす 1 つの方法であるが、他の方法も否定されない。本改訂の結論の根拠が、情報提供のコストを削減するために、すでに入手可能となっている情報を使用すべきであると述べていることを考慮すると、IBOR 改革の完了に向けた企業の進捗度を反映するベストな測定値を定義するには判断が求められる。企業はまた、IBOR 改革の対象となる金融商品について企業がさらされるリスクの性質及び程度に関する情報を提供するという IFRS 第 7 号第 24I 項(a)の目的を満たすために、当該開示で十分かどうかについても、検討しなければならない。

設例 9 フェーズ 2 定量的開示

単位:百万ドル

2020 年 12 月 31 日

	非デリバティブ 金融資産 帳簿価額	非デリバティブ 金融負債 帳簿価額	デリバティブ 想定元本
GBP LIBOR (3 ヶ月)	1,272	1,984	1,975
USD LIBOR (3 ヶ月)	1,453	1,787	2,206
USD LIBOR (6 ヶ月)	1,306	1,430	2,221
EUR LIBOR (3 ヶ月)	854	926	2,585
その他	464	541	1,522
	10,359	14,289	20,023
クロスカレンシー・スワップ			600
GBP LIBOR (3 ヶ月) to USD LIBOR \$ (3 ヶ月)			600
	10,359	14,289	20,623

¹ デリバティブの想定元本の LIBOR エクスポージャーにはローン・コミットメントも含まれる。

上記の表は、テナーごとに分解した主要な IBOR を開示している。これは、フェーズ 2 の改訂に具体的に規定されているものではないが、おそらく主要な IBOR エクスポージャーについて最も有用な情報を提供するであろう。

⁹² IFRS 第 7 号第 1 項

6.3 ヘッジ非有効性の要因

フェーズ 1 の改訂により、IAS 第 39 号において IBOR 改革の影響によりヘッジの有効性が 80-125% の範囲を外れる場合に、ヘッジ有効性を遡及的に評価することを免除する救済措置が定められた。また、フェーズ 2 の改訂により、遡及的なヘッジの有効性の IAS 第 39 号における評価に関し、企業が公正価値の変動累計額をゼロと再設定することが認められる。しかし、実際のヘッジ非有効性は引き続き全額を認識する。したがって、IBOR 改革の結果、ヘッジ非有効性に関して提供する開示の見直し又は拡充が必要となる可能性がある。

例えば、企業は、当期の間にヘッジ関係に影響を及ぼすと見込まれるヘッジ非有効性の要因の記述を、リスクの分類別に開示しなければならない。⁹³ また、他のヘッジ非有効性の要因がヘッジ関係に出現する場合、企業はそれらの要因についてもリスクの分類別に開示し、結果生じるヘッジの非有効性を説明しなければならない。この点についてフェーズ 1 の改訂の中では特段の開示規定は存在しないが、IBOR 改革及びフェーズ 1、フェーズ 2 の改訂を適用する結果、企業は、ヘッジ関係に指定された金融商品が IBOR 改革に影響を受ける際に、追加的な金利リスクにより合理的に発生が見込まれるヘッジ非有効性に関連する開示を充実させる必要がある。

6.4 重要な判断

フェーズ 2 の ED には、上記 2.1 の実務上の便法を適用する条件が満たされているかどうかを評価するために行った重要な判断をはじめ、企業が基準金利及び関連する基準金利への調整をどのように判断したかに関する記述を提供する、金融商品の条件変更及び EIR を再設定する実務上の便法の適用条件(2.1 参照)に関する開示規定が含まれていた。重要な判断は、移行が「経済的に同等」を基礎として発生していたかを企業がどのように判断しているかを開示することになる。一方で、フェーズ 2 の ED に対するフィードバックにおいて、企業は IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 122 項に従って重要な判断について開示することがすでに求められており、この追加の開示は必要ではないとの指摘を受けた。この結果、IASB はこの規定をフェーズ 2 の改訂に含めることはしなかった。⁹⁴

この点を踏まえ、企業は、「経済的に同等」であるかの評価を行うために採用するアプローチが、別個の開示が求められる重要な判断に該当するかどうかを検討しなければならない。また、別個の開示が求められる重要な判断のその他の例としては、上記 4.2.4 及び 5 の記述されている RFR が独立して識別可能であるかどうかの評価が挙げられる。

6.5 移行時の開示

フェーズ 2 の改訂は、適用開始時点で IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の開示規定のうち一部の規定に関する免除措置を定めている。⁹⁵ そのため、企業は、影響を受けるそれぞれの財務諸表の表示科目及び基本的及び希薄化後 1 株当たり利益への影響に関し、フェーズ 2 の改訂の適用開始時点で当期及び過年度の移行調整の金額に関する情報を開示する必要はない。⁹⁶

IAS 第 8 号の移行時の開示のうち、1 つの規定に救済措置が設けられているが、その他の開示は依然として求められる。これには、経過措置の記述とあわせて、適用が行われる期間より前の期間において移行時に生じる修正額(利益剰余金の期首残高の修正)も含まれる。⁹⁷ フェーズ 2 の改訂を早期適用しない企業は、公表されているが未発効の IFRS の開示上の要求事項を満たす必要がある。当該開示には、フェーズ 2 の改訂の適用開始期間の企業の財務諸表に、当該改訂の適用が及ぼす潜在的な影響の評価に関する既知又は合理的な見積情報を含めなければならない。⁹⁸

⁹³ IFRS 第 7 号第 23E 項

⁹⁴ IFRS 第 7 号 BC35MMM 項

⁹⁵ IFRS 第 7 号第 44HH 項

⁹⁶ IAS 第 8 号第 28 項(f)

⁹⁷ IAS 第 8 号第 28 項(a)-(e)及び(g)-(h)

⁹⁸ IAS 第 34 号第 15 項

6.6 期中報告

企業がフェーズ 2 の改訂を早期適用するか否かによって、IAS 第 34 号「期中財務報告」に従って作成するその後の期中報告において提供することが求められる開示の程度に影響する。

たとえば、企業は、2020 年 12 月 31 日に終了した年度など、2021 年 1 月 1 日より前に開始する年度にフェーズ 2 の改訂を早期適用することを選択する場合がある。その場合、企業は 2020 年の年次報告書ではフェーズ 2 の改訂で求められるすべての開示を行う。その後の 2021 年の期中報告では期末時点で報告した当該開示について重要な更新がある場合を除いて、企業は開示を更新する必要はない。⁹⁹しかし、2021 年中には RFR への移行がほぼ完了すると見込まれることを考えると、いずれかの期中報告期間で重要な更新が生じる可能性が高い。

フェーズ 2 の改訂の早期適用を選択しない企業は、年次報告日以前の各期中報告において、すべての開示を求められる。¹⁰⁰したがって、フェーズ 2 の改訂を早期適用しないと決定した場合には、早期適用の場合には不要となる開示を、適用開始年度の各期中財務諸表において繰り返し含めなければならなくなる可能性がある。

弊社のコメント

IASB は、企業が提供する定量的情報の作成基礎を選択できるようにし、フェーズ 2 の改訂により求められる定量的開示の負担を軽減することで財務諸表の作成者の懸念を取り除こうとしたものの、これらの開示の作成は、依然として IBOR 改革財務報告プロジェクトの重要な要素である。

フェーズ 2 の改訂は、IBOR 改革の対象となる重要な金利指標別に、企業のエクスポージャーを分解した情報の開示を求めている一方で、たとえば金融商品の種類別に定量的情報をさらに分析することを求める規定は存在しない。また、公正価値を計算するための評価技法に企業が用いる割引率が IBOR から RFR に変更になる場合など、IBOR 改革に間接的に影響を受けるエクスポージャーを開示に含める規定も存在しない。しかし、銀行が、異なる商品の種類又はそれらの情報の小項目が IBOR 改革に係るリスクとは大幅に異なるリスクであると考えられる場合、さらに詳細に分解した情報の提供は、IFRS 第 7 号のより広範な原則及びその開示の意図に沿うことになる。

⁹⁹ IAS 第 34 号第 15 項

¹⁰⁰ IAS 第 34 号第 44 項

7. IFRS 第 16 号「リース」の改訂

IFRS 第 16 号は、IBOR を参照するリース契約が RFR を参照するように変更された結果、修正が必要となる条件変更に対応するために改訂されている。

次のすべてに該当する場合、当該改訂の対象となる。

- ▶ IBOR 改革に直接起因して条件変更が必要になる
- ▶ リース料を算定する新しい基礎は、現在の基礎と経済的に同等である(上記 2.1 を参照)
- ▶ IBOR 改革で求められる条件変更以外に条件変更は存在しない。

借手は、リースの条件変更としてではなく、IFRS 第 16 号第 42 項に従って将来のリース料を算定するのに使用する指数又はレートの変動により生じる将来のリース料のその他の変動を再測定する場合と同様の方法でリース負債を再測定しなければならない。

101

IFRS 第 16 号の適用により、変動リース料を算定する基礎を変更するために契約条件を変更することは、当該変更がリースの対価を決定する際の当初の条件を変更するため、リースの条件変更の定義に該当する。上述の IFRS 第 16 号の改訂による救済措置がなければ、企業は IFRS 第 16 号に従って、変更後の割引率により変更後のリース料を割り引いてリース負債を再測定することによってリースの条件変更を(使用権資産との相殺処理とともに)会計処理しなければならない。IASB は、条件変更が IBOR 改革によるものに限定される場合、借手の全体の追加借入利率の見直しは、条件変更後のリースの経済効果を反映しないと考えている。よって、実務上の便法は、IBOR 改革により求められる変動リース料を算定する基礎の変更のみを反映する割引率を用いてリース負債を再測定することのみを求めている。

一方、上記の条件変更に加えて、リースのその他の条件変更も同時になされる場合は、IBOR 改革に直接起因する条件変更にも、IFRS 第 16 号の通常の変更に係るガイダンスが適用される。¹⁰² IASB は、IFRS 第 9 号の金融資産及び金融負債に関する改訂とは対照的に、IBOR 改革に求められるリースの条件変更とその他のリースの条件変更の会計処理の順序を規定しないこととした。これは、企業が IBOR 改革により求められるリースの条件変更とその他のリースの条件変更をどのような順序で会計処理しても、その会計処理の結果は変わらないためである。

ファイナンス・リースについては、貸手は IFRS 第 9 号の規定をリースの条件変更に適用しなければならないが、したがって、そうした条件変更が IBOR 改革によるものである場合には、IFRS 第 9 号の第 5.4.5 項から第 5.4.9 の改訂が適用される。

本改訂は、2021 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も可能である。企業は過年度の修正再表示は求められていないが、事後的判断を用いない限りにおいて修正再表示することは可能である。¹⁰³

¹⁰¹ IFRS 第 16 号第 104 項、第 105 項

¹⁰² IFRS 第 16 号第 106 項

¹⁰³ IFRS 第 16 項 C1B 項、C20C 項及び D 項

8. IFRS 第 4 号「保険契約」の改訂

IFRS 第 9 号の適用を延期し、依然として IAS 第 39 号の適用を選択している保険契約の発行者(保険会社)は、改訂された IFRS 第 9 号第 5.4.6 項から第 5.4.9 項に基づいて、IBOR 改革に伴う金融商品の条件変更を会計処理しなければならない(上記 2 を参照)。¹⁰⁴ IFRS 第 9 号 B5.4.5 項への言及は IAS 第 39 号 AG7 項を参照するものとし、IFRS 第 9 号第 5.4.3 項及び B5.4.6 項への言及は IAS 第 39 号 AG8 項を参照するものとする。¹⁰⁵ つまり、依然として IAS 第 39 号を適用している保険契約の発行者(保険会社)も、金融資産の認識の中止に関する評価及び実効金利の再設定に関して、他の企業と同じ救済措置を受けられることを意味する。

本改訂は 2021 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる。¹⁰⁶ 企業は比較期間の修正再表示は要求されないが、事後的判断を用いない限りにおいて修正再表示することができる。¹⁰⁷

¹⁰⁴ IFRS 第 4 号第 20R 項

¹⁰⁵ IFRS 第 4 号第 20S 項

¹⁰⁶ IFRS 第 4 号第 50 項

¹⁰⁷ IFRS 第 4 号第 51 項

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2021 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 008870-20Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp